

函 財 公

令和 7 年(2025 年) 1 2 月 2 4 日

市議会議員 各位

財 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、第 2 期函館市公共施設等総合管理計画（案）および第 2 期函館市公共施設等総合管理計画に基づく「各施設の今後の方向性」（案）に対し、函館市パブリックコメント（意見公募）手続要綱に基づき、下記のとおり市民等からの意見を募集いたします。

つきましては、議員の皆様へ公表する資料を配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 案件名

第 2 期函館市公共施設等総合管理計画（案）および第 2 期函館市公共施設等総合管理計画に基づく「各施設の今後の方向性」（案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施

2 意見募集期間

令和 8 年(2026 年) 1 月 6 日（火）～令和 8 年 2 月 4 日（水）

3 結果公表の予定時期

令和 8 年 3 月（予定）

4 公表する資料

(1) 第 2 期函館市公共施設等総合管理計画（案）

(2) 第 2 期函館市公共施設等総合管理計画に基づく「各施設の今後の方向性」（案）

(財務部公共施設マネジメント室 電話 21-3955)

(案)

第2期函館市公共施設等総合管理計画



令和8年(2026年) 月 策定

函 館 市

目 次

第1章 計画の策定について

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 人口および財政の状況

- 1 人口の推移と将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 財政の現状と今後の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 公共施設等の現状と今後の課題

- 1 公共施設の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 公共施設の保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 用途分類ごとの施設状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 用途分類ごとの整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 主なインフラ施設の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 道路の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (2) 橋りょうの整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 上水道および下水道の整備状況・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 有形固定資産減価償却率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 公共施設等の維持管理経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 公共施設等の更新経費の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 公共施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 主なインフラ施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (3) 公共施設等の今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 6 将来の更新経費に係る財源の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4章 公共施設等の管理に関する基本方針

- 1 施設保有総量縮減の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 施設の廃止，統廃合および複合化・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (2) 施設保有総量の縮減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 施設の維持管理，修繕および更新等の推進・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 施設の維持管理および長寿命化・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (2) 施設の目標使用年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

- (3) 個別施設計画を踏まえた更新経費の見込み・・・・・・・・・・20
- (4) 安全性の確保・・・・・・・・・・21
- (5) ユニバーサルデザイン化および脱炭素化の推進・・・・・・・・21
- (6) PPP／PFI手法の活用・・・・・・・・・・21

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- 1 公共施設・・・・・・・・・・23
 - (1) 第2期函館市公共施設等総合管理計画に基づく「各施設の今後の方向性」・・・・・・・・・・23
 - (2) 函館市公営住宅等長寿命化計画・・・・・・・・・・23
 - (3) 函館市立学校施設長寿命化計画・・・・・・・・・・23
 - (4) 函館市消防施設長寿命化計画・・・・・・・・・・23
 - (5) 函館市病院局におけるインフラ長寿命化計画・・・・・・・・・・23
- 2 インフラ施設・・・・・・・・・・23
 - (1) 函館市舗装修繕計画・・・・・・・・・・23
 - (2) 函館市道路附属物等長寿命化修繕計画（横断歩道橋）
函館市道路附属物等長寿命化修繕計画（大型カルバート）
函館市道路附属物等長寿命化修繕計画（門型標識）・・・・・・・・23
 - (3) 函館市トンネル長寿命化修繕計画・・・・・・・・・・24
 - (4) 函館市橋梁長寿命化修繕計画・・・・・・・・・・24
 - (5) 函館市公園施設長寿命化計画・・・・・・・・・・24
 - (6) 函館市林道施設長寿命化計画・・・・・・・・・・24
 - (7) 函館港港湾施設維持管理計画・・・・・・・・・・24
 - (8) 入舟地区海岸保全施設長寿命化計画
弁天地区海岸保全施設長寿命化計画
元村地区海岸保全施設長寿命化計画・・・・・・・・・・24
 - (9) 函館市上下水道事業経営ビジョン・・・・・・・・・・24
 - (10) 函館市交通事業経営ビジョン・・・・・・・・・・24

第6章 計画の推進について

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・25
- 2 計画の進捗管理・・・・・・・・・・25
- 3 市民および議会への情報提供等・・・・・・・・・・25

資料編

- これまでの主な取組状況・・・・・・・・・・27

第 1 章 計画の策定について

1 趣旨

本市は、多くの公共施設^①を保有しており、全ての施設を維持していくためには、維持管理経費や更新経費など多額の財政負担を伴うことから、平成25年度(2013年度)に、既に個別施設計画を策定している市営住宅等の施設を除く、219施設を対象とした「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」および「今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく「各施設の今後の方向性」について」を策定し、公共施設として必要な機能の維持に配慮しながら、施設数の削減や規模の見直しなど施設の維持管理や更新等の経費縮減に取り組んできたところです。

また、平成26年(2014年)4月には、国が地方公共団体に対し、公共施設およびインフラ施設^②を対象とした公共施設等^③について、総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」の策定を要請したことから、本市においては、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、将来的な財政負担の軽減や平準化を図り、公共施設等を維持管理するため、「函館市公共施設等総合管理計画」を平成28年(2016年)8月に策定するとともに、「今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく「各施設の今後の方向性」について」等を個別施設計画に位置付け、市民や議会と情報を共有しながら、長期的な視点に立ち、総合的に管理することとしてきたところであります。

このようななか、令和6年(2024年)11月に公表した「今後の財政見通し(2024～2026)」において、物価高騰等の影響に伴う資材価格や労務単価の上昇による負担増など、社会経済情勢の急激な変化による財政需要が生じていることなどから、今後も厳しい財政状況が続いていくものと予測していることを踏まえ、引き続き、将来的な財政負担の軽減や平準化を図り、公共施設等を適切に維持管理するため、令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間を計画期間とする「第2期函館市公共施設等総合管理計画」を策定いたします。

①公共施設：本市が保有する建築物その他これに附属するものを指します。

②インフラ施設：道路，橋りょう，上下水道等を指します。

③公共施設等：公共施設およびインフラ施設の総称です。

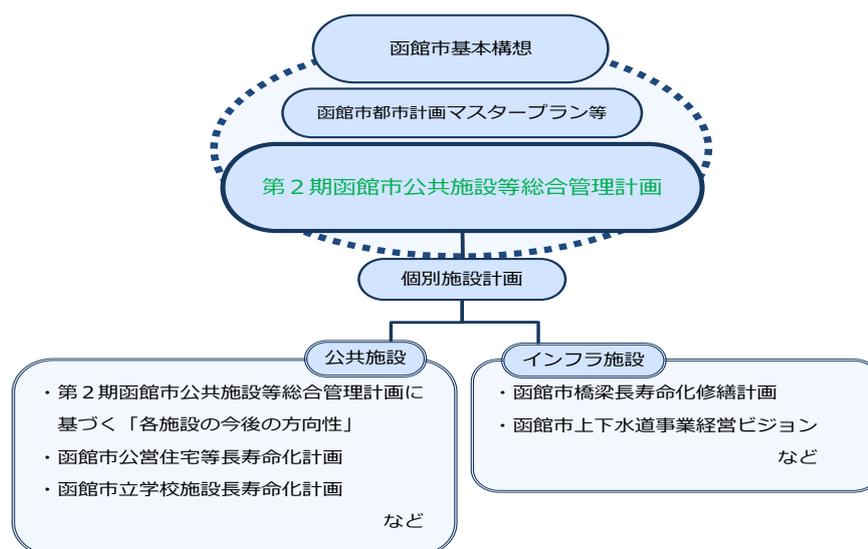
2 計画の位置付け

本計画は、函館市基本構想^④のもと、函館市都市計画マスタープラン^⑤等のまちづくりに関する計画との整合性を図りながら、まちづくりの視点や財政の見通しを踏まえ、取組を進めていきます。

また、「第2期函館市公共施設等総合管理計画に基づく「各施設の今後の方向性」」や「函館市公営住宅等長寿命化計画」などについては、本計画を具体的実施するための個別施設計画とします。

なお、本計画ではSDGs^⑥の理念を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な基本方針等の取組を通じて、持続可能なまちづくりの実現を目指します。

本計画に関連する目標は、主に次の3つです。



【図1-1 計画の位置付け】

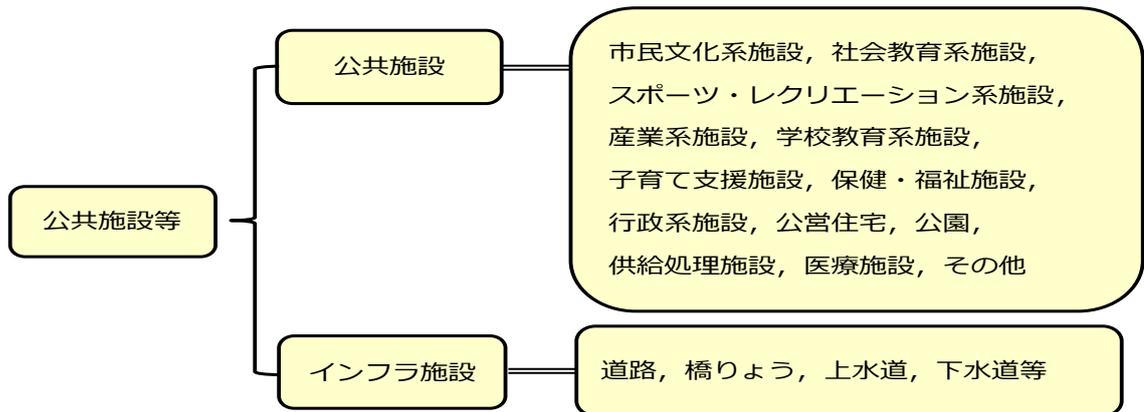
- ④函館市基本構想：長期的な視点に立ち、目指すべき将来像と、その実現に必要なまちづくりの基本的な方向性や目標などを示すものです。
- ⑤函館市都市計画マスタープラン：都市計画法第18条2の規定により市町村が定める長期的なまちづくりの方向性を示す都市計画の基本方針です。
- ⑥SDGs：持続可能な開発目標(サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ)の略で、「誰一人取り残さない」社会の実現のために達成すべき課題とその目標のことです。平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択され、令和12年(2030年)を期限とし、17の目標と169のターゲットが掲げられました。

3 計画期間

本計画は、人口規模や財政状況等を考慮しながら進める必要があることから、計画期間を令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間とします。

4 対象施設

本計画の対象とする施設は、本市が保有する全ての公共施設等とします。



【図1-2 公共施設等の範囲】

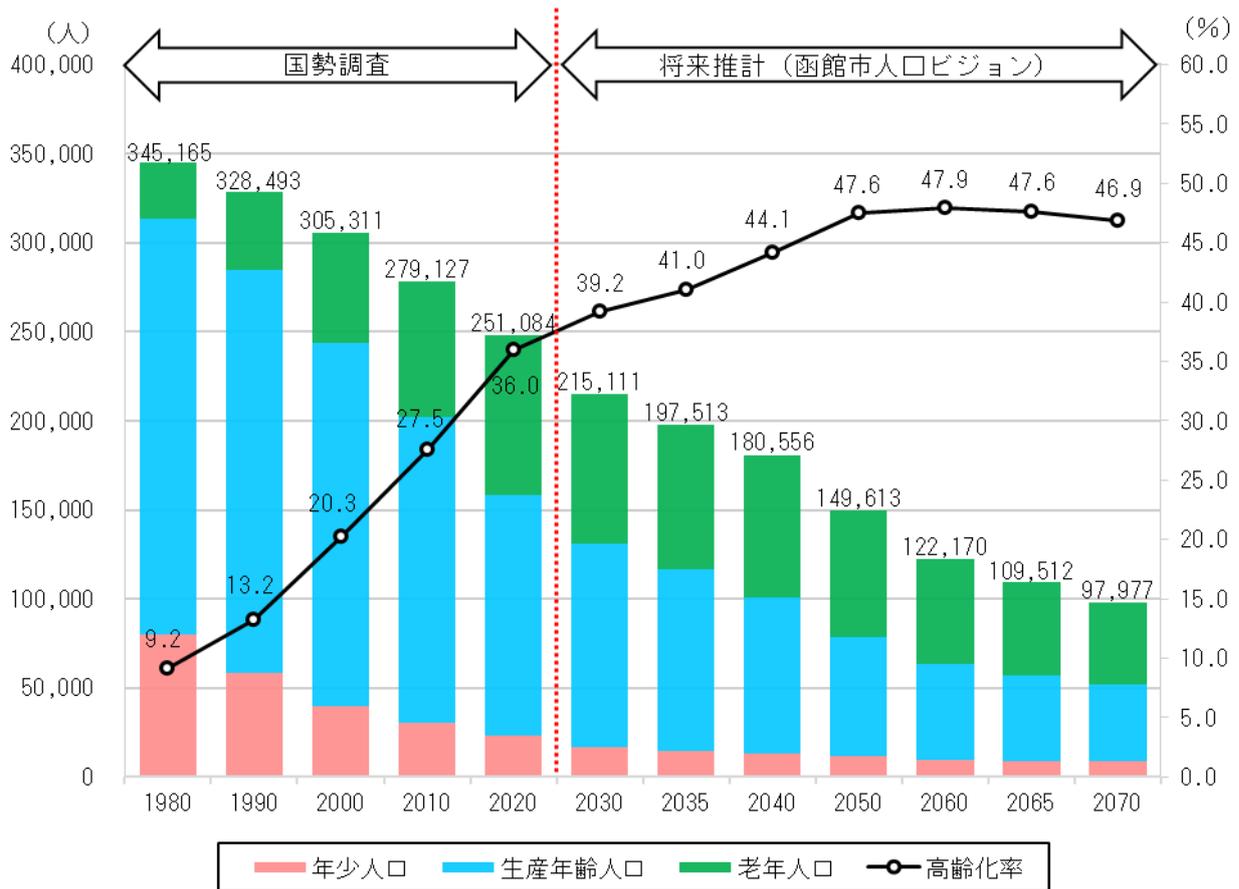
第2章 人口および財政の状況

1 人口の推移と将来推計

本市の人口は、昭和55年(1980年)の345,165人をピークに減少し、令和2年(2020年)の国勢調査においては251,084人となり、この40年間で94,081人減少しています。

また、平成2年(1990年)以降は、高齢化が急速に進み、令和2年(2020年)における高齢化率は、北海道平均の32.1%や全国平均の28.6%を上回る36.0%となっています。

今後の人口の推移について、令和7年(2025年)2月に改訂した「函館市人口ビジョン」では、人口の将来展望を、高位、中位、低位の3区分で推計し、そのうち中位推計によると、令和52年(2070年)の本市の人口は97,977人、高齢化率は46.9%になり、人口減少や高齢化がさらに進行すると見込んでいます。



【図2-1 人口構成と推移】

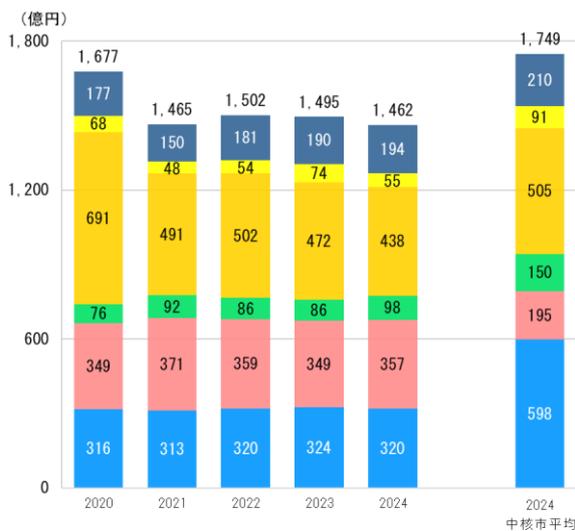
※ 国勢調査および「函館市人口ビジョン（令和7年(2025年)2月改訂）[中位推計]」を基に作成。

2 財政の現状と今後の見通し

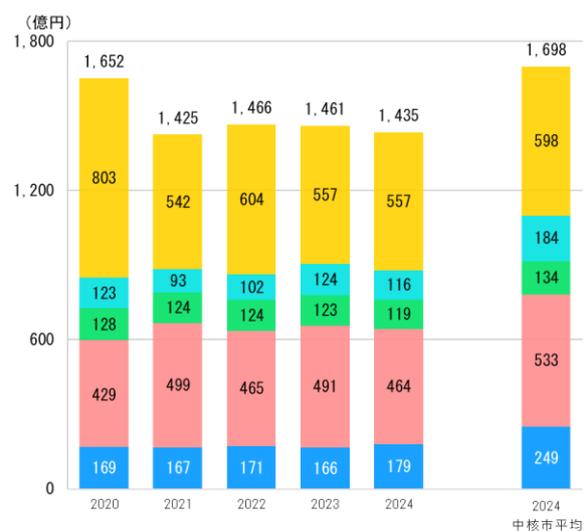
歳入、歳出の状況について全国の中核市平均と比較すると、歳入では、自主的かつ安定的な財源としての市税の占める割合が低く、国の制度に左右される地方交付税の占める割合が著しく高い状況にあります。歳出では、扶助費^⑦の占める割合が高く、とりわけ生活保護費の割合が高いほか、投資的経費^⑧が少ない状況にあります。

また、過去5年間の推移を見ると、歳入では、市税および地方交付税が横ばいで推移している一方、歳出では、過去に発行した借入額の償還が順次終了したことにより、公債費は減少傾向にあるものの、扶助費は、障害者福祉関係経費の増などに伴い、増加傾向にあります。

今後の見通しについては、歳入では人口減少による市税や地方交付税の減少、歳出では高齢化に伴う更なる扶助費の増加が見込まれることのほか、物価高騰等の影響に伴う資材価格や労務単価の上昇による負担増など、社会経済情勢の急激な変化による財政需要が生じていることなどから、より一層厳しい財政状況になるものと予測しています。



【図2-2 普通会計歳入決算額の推移】



【図2-3 普通会計歳出決算額の推移】

- ※1 中核市平均は、地方財政状況及び地方公営企業決算状況（中核市市長会）を基に作成。
- ※2 地方交付税等には、臨時財政対策債を含みます。
- ※3 扶助費には、感染症および物価高騰支援対策による給付金給付事業を含みます。

⑦扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者等に対して行っている様々な支援に要する経費です。

⑧投資的経費：道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費をいいます。

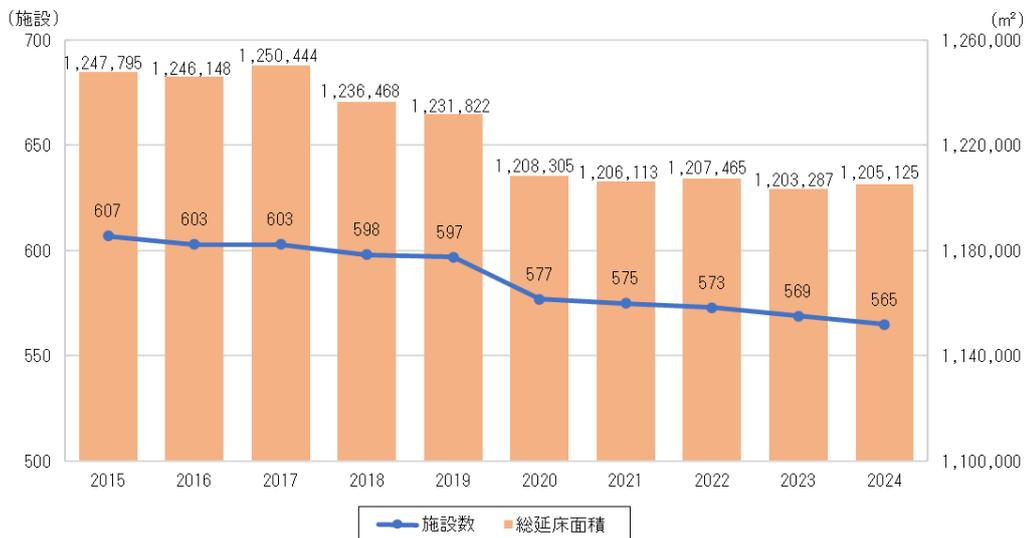
第3章 公共施設等の現状と今後の課題

1 公共施設の現状

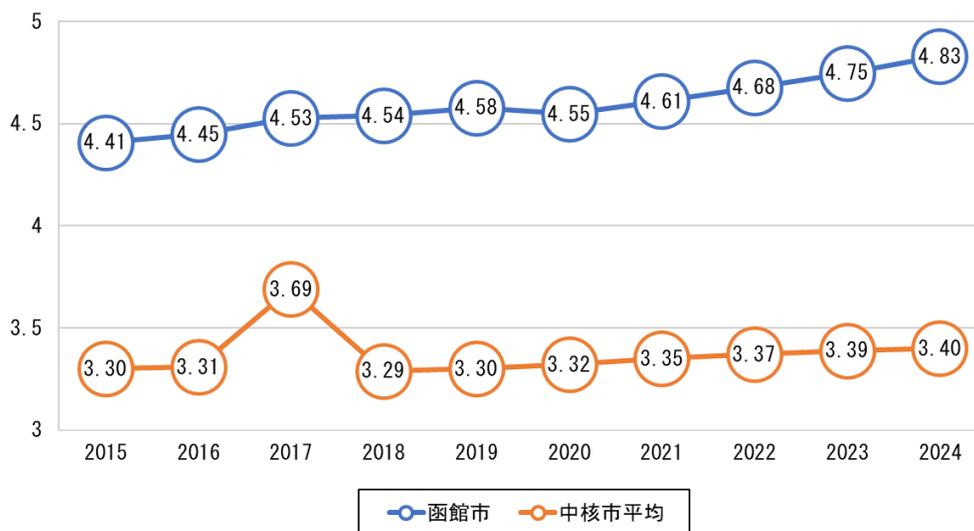
(1) 公共施設の保有状況

本市が保有する公共施設は、令和6年度(2024年度)末時点で565施設あり、総延床面積は1,205,125㎡となっていますが、10年前の平成27年度(2015年度)末時点と比較すると、施設数では42施設、総延床面積では42,670㎡減少しています。

しかしながら、総延床面積を人口で割った市民1人あたりの保有面積は、平成27年度(2015年度)末時点の4.41㎡/人から令和6年度(2024年度)末時点では4.83㎡/人となり、0.42㎡/人の増加となっているほか、令和6年度(2024年度)末時点の中核市平均と比較すると、1.43㎡/人多い状況にあります。



【図3-1 年度別保有状況】

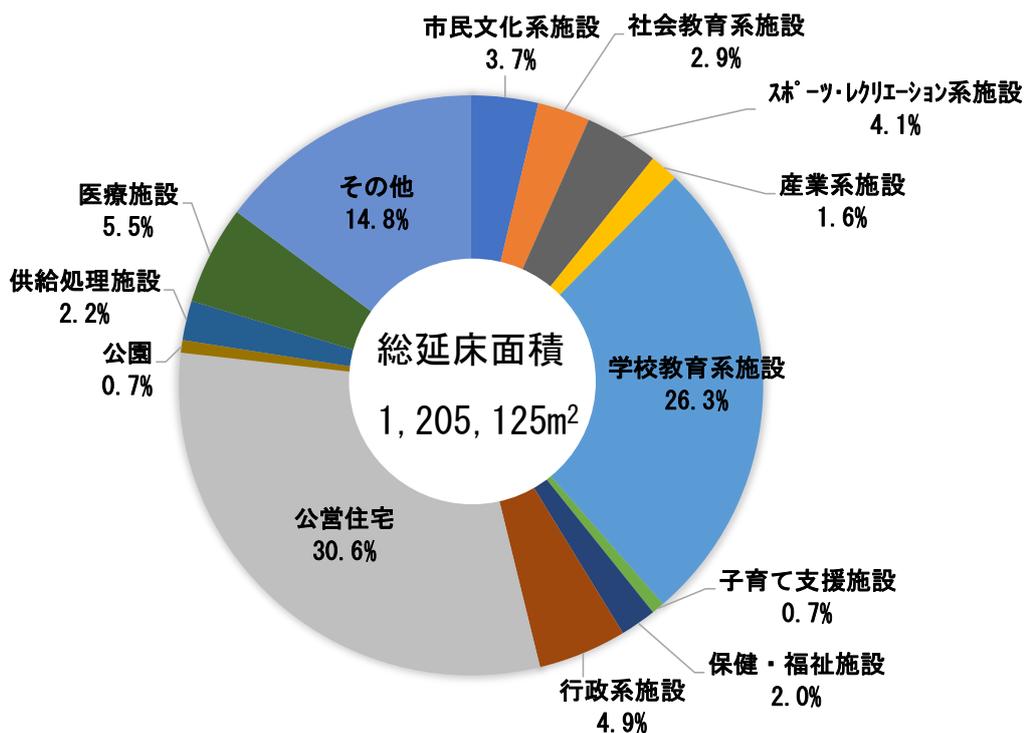


【図3-2 年度別市民1人あたりの保有面積】

※ 年度別市民1人あたりの保有面積は、都市要覧(中核市市長会)等を基に作成。

(2) 用途分類ごとの施設状況

本市が令和6年度(2024年度)末時点で保有する施設の用途分類ごとの状況は、総延床面積に対する割合で見ると、公営住宅が全体の30.6%、小・中学校等の学校教育系施設が26.3%を占め、他の用途分類に比べて割合が高い状況にあります。



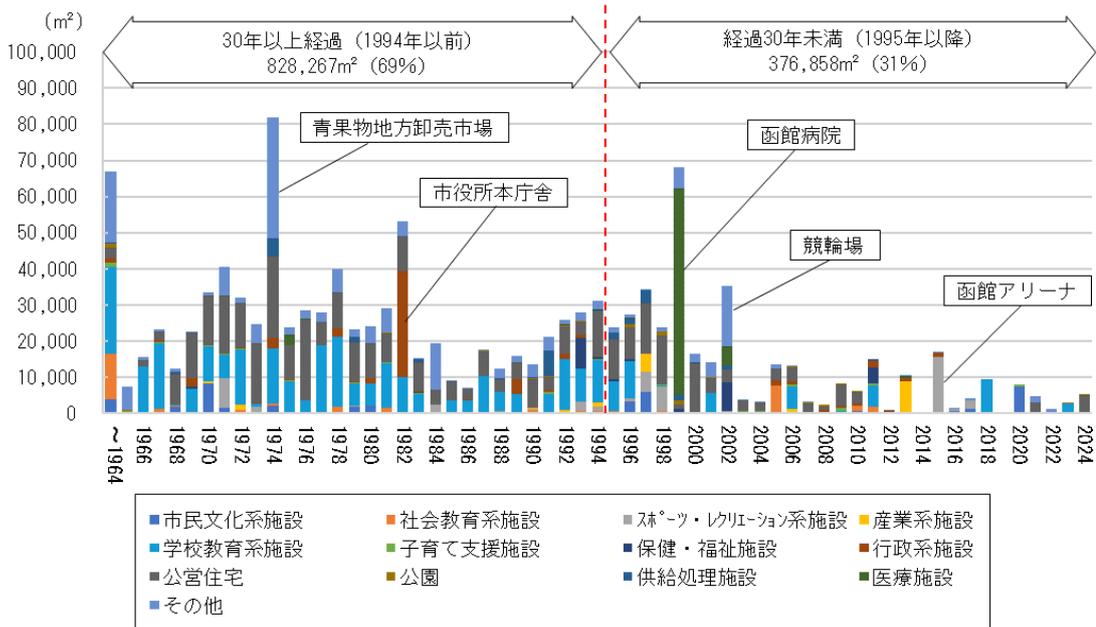
用途分類	延床面積 (㎡)	施設数	主な施設
市民文化系施設	45,109	33	亀田交流プラザ, 芸術ホール, 市民会館など
社会教育系施設	34,226	30	公会堂, 北洋資料館, 箱館奉行所, 中央図書館など
スポーツ・レクリエーション系施設	49,685	27	熱帯植物園, 函館アリーナ, 市民プールなど
産業系施設	19,036	10	計量検査所, 国際水産・海洋総合研究センターなど
学校教育系施設	317,440	59	小学校, 中学校, 市立函館高等学校など
子育て支援施設	8,540	26	保育園, 児童館など
保健・福祉施設	24,426	9	総合保健センター, 老人福祉センターなど
行政系施設	58,982	50	本庁舎, 支所, 消防本部など
公営住宅	368,809	63	市営住宅
公園	7,902	43	管理棟, 便所など
供給処理施設	26,100	9	清掃センター, 七五郎沢廃棄物最終処分場など
医療施設	66,441	3	函館病院, 恵山病院, 南茅部病院
その他	178,429	203	斎場, 公衆便所, 港湾管理事務所, 貸建物など
計	1,205,125	565	

【図3-3】用途分類ごとの延床面積割合

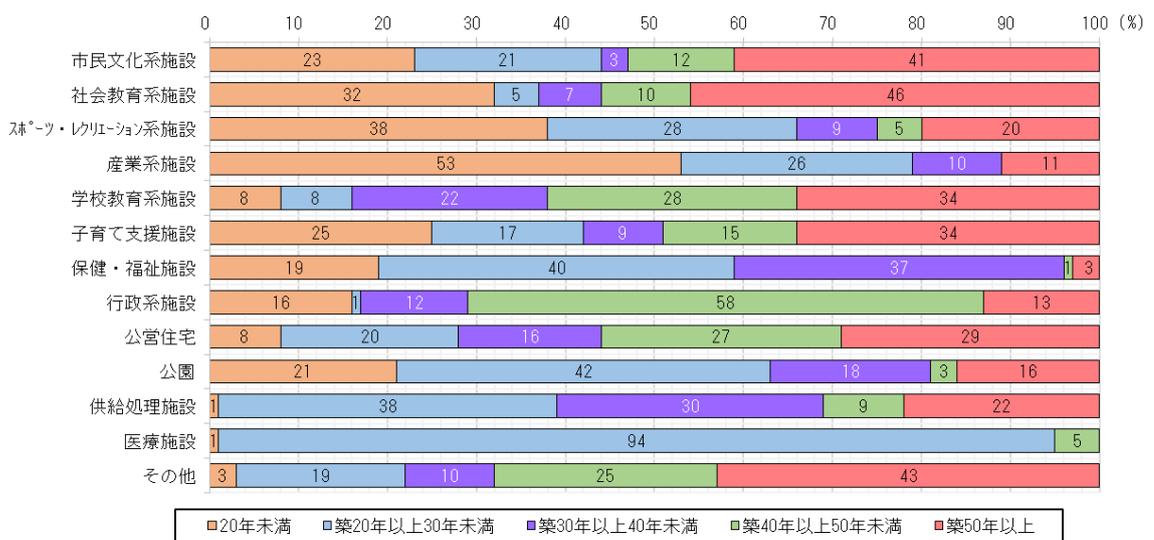
(3) 用途分類ごとの整備状況

本市においては、昭和45年(1970年)以降に多くの施設を建築し、築30年を経過している施設の総延床面積が、全体の69%を占めている状況にあるため、今後、多くの施設において大規模改修や建替えの必要性が見込まれます。

また、用途分類ごとに築50年を経過している施設の割合を見ると、社会教育系施設では46%、市民文化系施設では41%を占め、他の用途分類に比べて割合が高い状況にあります。



【図3-4 用途分類ごとの建築年別延床面積】



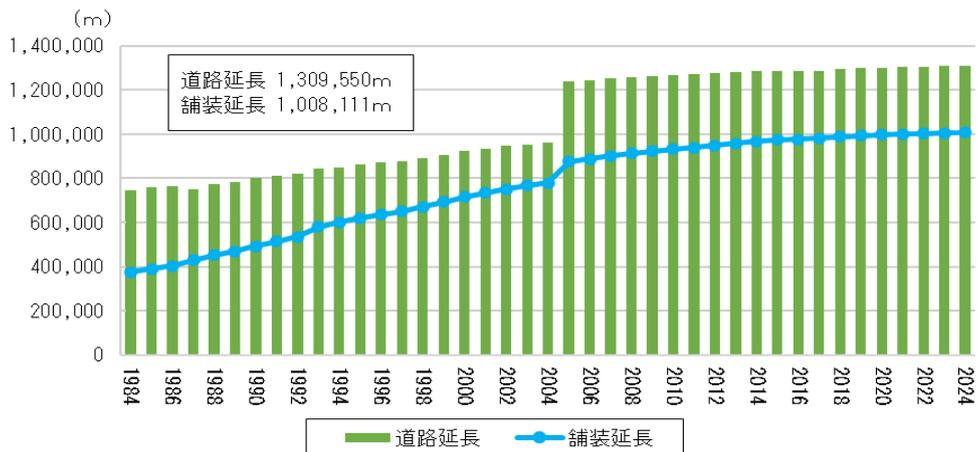
【図3-5 用途分類ごとの経過年数別延床面積割合】

2 主なインフラ施設の現状

(1) 道路の整備状況

令和6年度(2024年度)末時点において、道路延長は1,309,550mあり、そのうち舗装延長は、道路延長の77.0%にあたる1,008,111mとなっています。

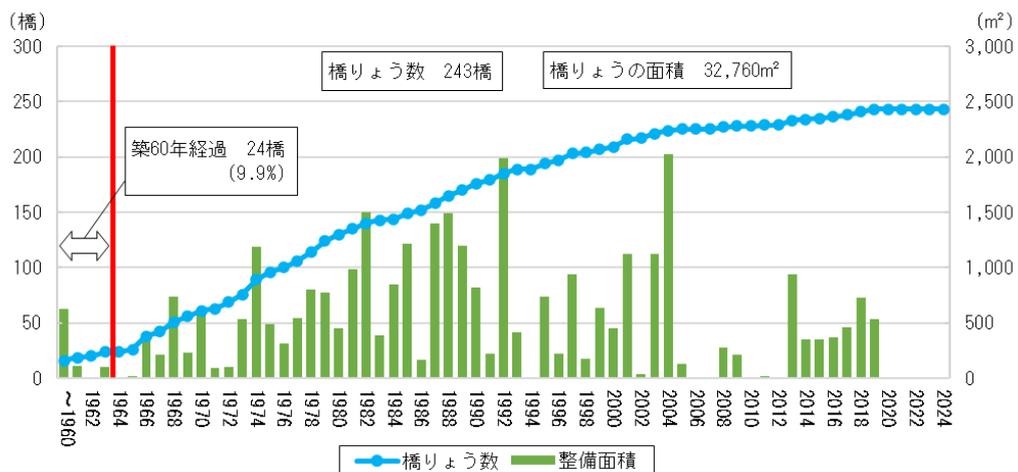
なお、平成16年(2004年)に戸井町、恵山町、椴法華村および南茅部町の3町1村と合併したことにより、平成17年度(2005年度)に道路延長および舗装延長が急増しています。



【図3-6 道路延長・舗装延長の推移】

(2) 橋りょうの整備状況

令和6年度(2024年度)末時点において、橋りょうは243橋あり、そのうち法定耐用年数の築60年を経過したものは、全体の9.9%にあたる24橋となっています。

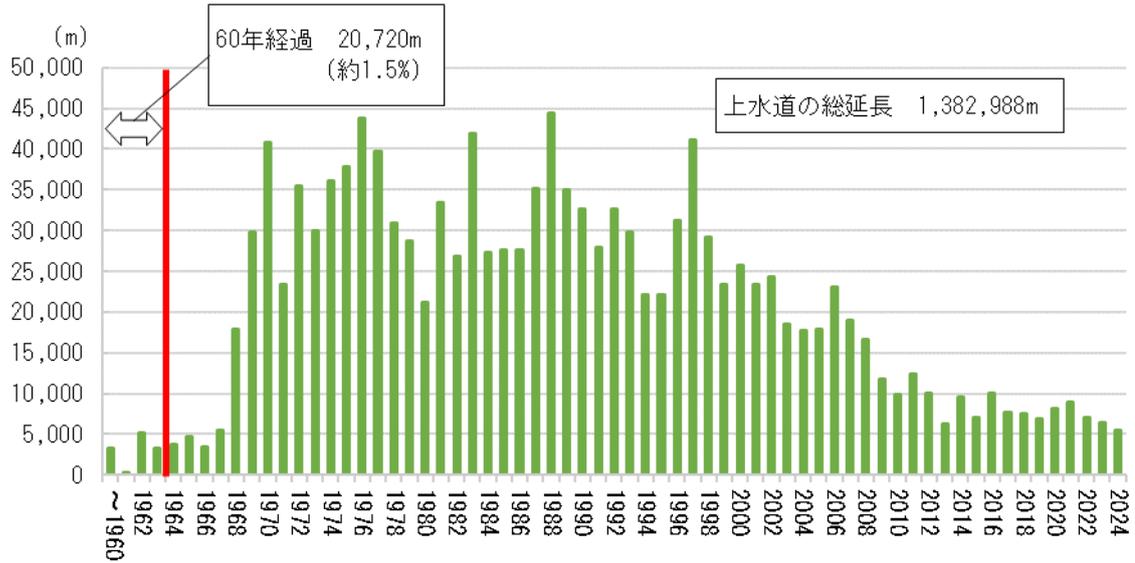


【図3-7 橋りょう数・整備面積】

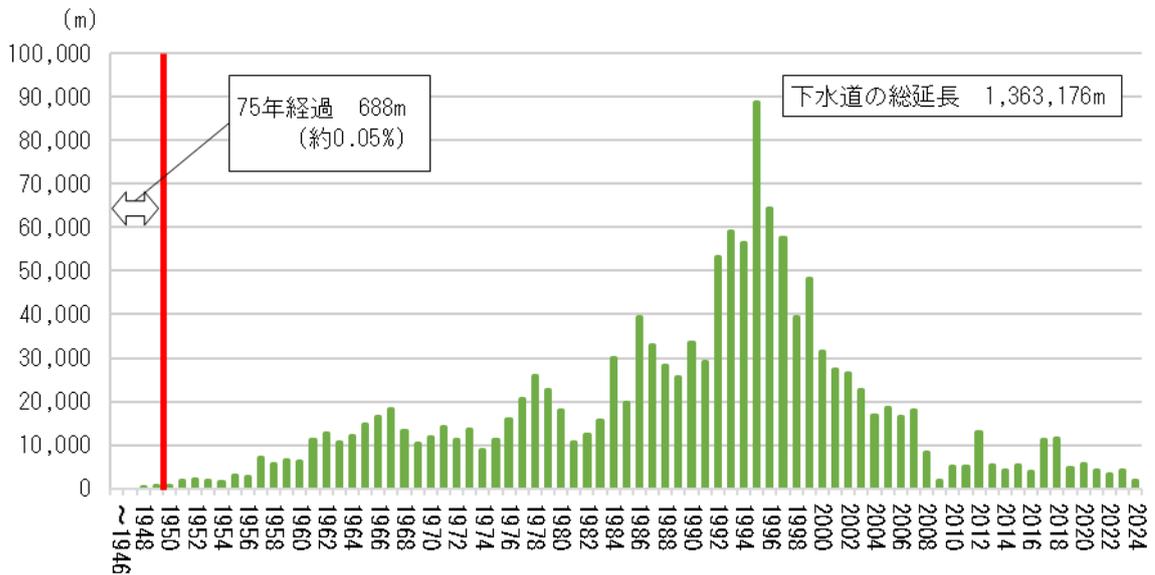
(3) 上水道および下水道の整備状況

令和6年度(2024年度)末時点において、上水道総延長は1,382,988m、下水道総延長は1,363,176mとなっています。

また、上水道総延長のうち約1.5%にあたる20,720mが60年^⑩、下水道総延長のうち約0.05%にあたる688mが75年^⑩を経過しています。



【図3-8 上水道整備延長】



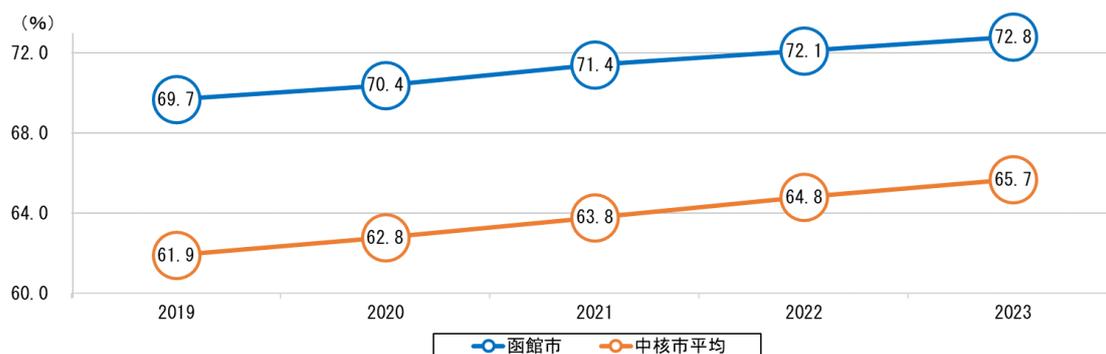
【図3-9 下水道整備延長】

⑩上下水道管については、上水道は60年、下水道は75年で更新するものとしています。

3 有形固定資産減価償却率の推移

公共施設等の老朽化状況を把握するための参考指標として、有形固定資産減価償却率^⑩の過去5年間における推移を見ると、老朽化が進行し、更新時期を迎えている施設が増加しています。

また、中核市平均と比較すると、本市の公共施設等は、老朽化が進んでいる状況にあります。



【図3-10 年度別有形固定資産減価償却率】

4 公共施設等の維持管理経費

施設を維持するために必要な光熱水費、修繕費や委託費等の維持管理経費は、過去5年間の推移を見ると、令和4年度(2022年度)以降、物価高騰等の影響に伴う資材価格や労務単価の上昇による負担増などにより増加傾向にあります。



【図3-11 既存施設の維持管理経費】

⑩有形固定資産減価償却率：土地以外の償却資産（建物，工作物）の取得価額等に対する減価償却累計額（固定資産台帳）の割合を求めることで、老朽化の進行状況を表したものです。

5 公共施設等の更新経費の見込み

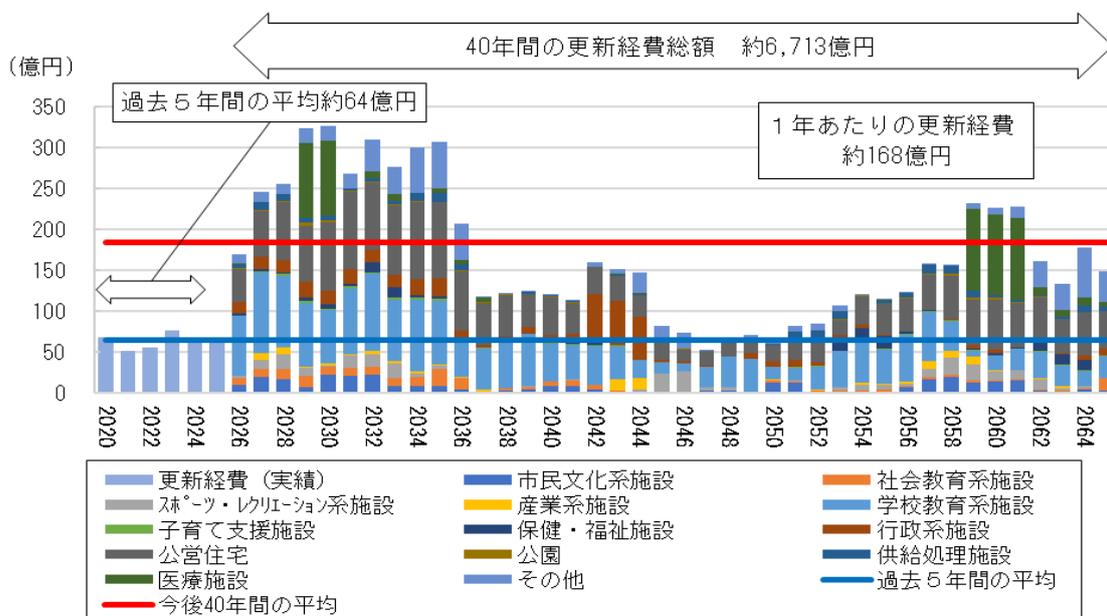
ここでは、これまで整備してきた多くの公共施設や主なインフラ施設が、更新時期を迎える今後40年間について、施設を維持する場合の更新経費^⑫を試算します。

なお、用途廃止した市営住宅や学校等の更新経費を見込まない施設については除いています。

(1) 公共施設

公共施設については、今後40年間における更新経費を試算すると、約6,713億円となり、1年あたりの更新経費は約168億円となる見込みです。

また、過去5年間の更新経費の平均約64億円と比較すると、今後1年あたりの更新経費では約104億円、40年間の累計では約4,160億円の増額が必要になります。



【図3-12 公共施設の更新経費の見込み】

【試算条件】

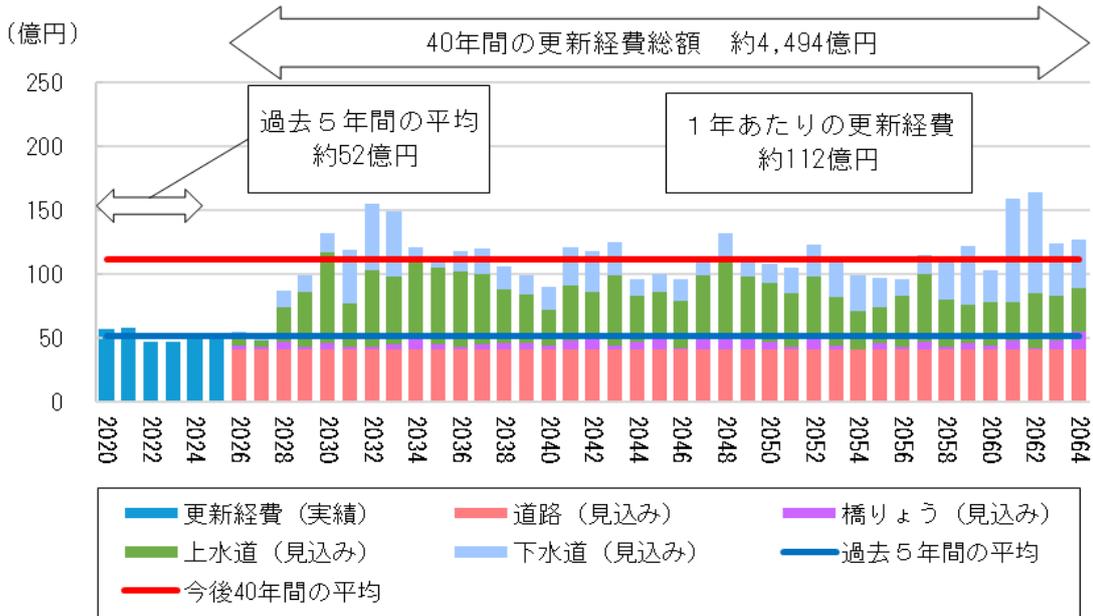
- ※1 大規模改修実施年数を30年，建替更新年数を60年として経費を試算しています。
- ※2 築60年以上の公共施設の建替経費および築31年以上築50年未満の公共施設の大規模改修経費については，直近の10年間に均等に配分しています。
- ※3 築50年以上経過している公共施設については，建替えの時期が近いので，大規模改修は行わず，築60年を経た年度に建替えを実施することとしています。
- ※4 大規模改修の期間を2年，建替えの期間を3年としています。
- ※5 令和7年度(2025年度)の更新経費は，過去5年間の平均値としています。
- ※6 試算にあたっては，平成24年(2012年)に総務省が公表した「公共施設等更新費用試算ソフト」を参考に，建設工事費デフレーター（国土交通省）を用いて補正した更新単価により算出しています。

⑫更新経費：大規模改修や建替えに係る経費を指します。維持管理経費は含みません。

(2) 主なインフラ施設

主なインフラ施設については、公共施設と同様に、今後40年間における更新経費を試算すると、約4,494億円となり、1年あたりの更新経費は約112億円となる見込みです。

また、過去5年間の更新経費の平均約52億円と比較すると、今後1年あたりの更新経費では約60億円、40年間の累計では約2,400億円の増額が必要になります。



【図3-13 主なインフラ施設の更新経費の見込み】

【試算条件】

- ※1 道路は、舗装道路を15年で打換えするものとし、総面積に単価を乗じ、15年で除したものを1年間の更新経費として試算しています。
- ※2 橋りょうは、60年で更新するものとして試算しています。
- ※3 上下水道は、上水道60年、下水道75年で更新するものとして試算しています。
- ※4 試算時点で更新年数を既に経過しているものについては、直近の10年間に均等に配分しています。
- ※5 令和7年度(2025年度)の更新経費は、過去5年間の平均値としています。
- ※6 試算にあたっては、公共施設と同様に、更新単価を算出しています。

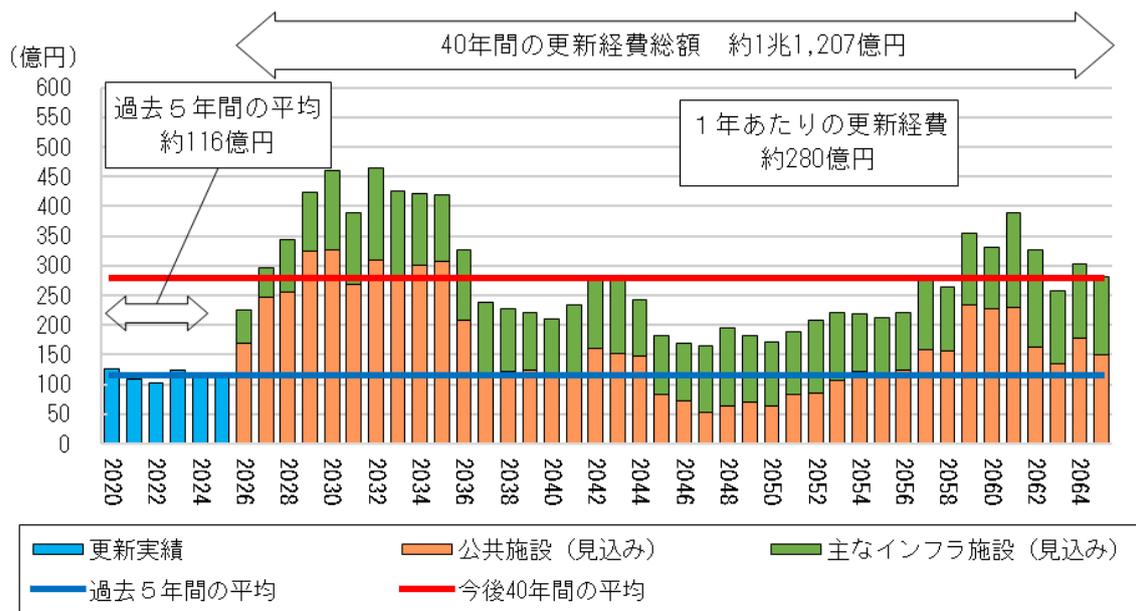
(3) 公共施設等の今後の課題

公共施設および主なインフラ施設の更新経費を合算すると、今後40年間の更新経費の総額は約1兆1,207億円となり、1年あたりの更新経費は約280億円となる見込みです。

また、過去5年間の更新経費の平均約116億円と比較すると、今後1年あたりの更新経費では約164億円、40年間の累計では約6,560億円の増額が必要になります。

さらに、公共施設等の更新経費について、過去5年間の平均と今後40年間の平均を基に、市民1人あたりの負担額を比較すると、40年後には人口減少に伴い、約5.2倍になる見込みです。

そのため、今後の財政負担を軽減するには、人口動態や財政状況を見据え、施設保有総量の縮減や更新経費の平準化などにより、市民1人あたりの負担額増加の抑制を図るとともに、施設利用者の負担の適正化などによる自主財源の確保にも努めていく必要があります。



【図3-14 公共施設等の更新経費の見込み】

区分	過去5年間【A】	今後40年間【B】	倍率【B/A】
人口	234,530人	109,512人	—
更新経費(平均)	116億円	280億円	—
1人あたりの負担額	49,461円	255,680円	5.2倍

(参考) 市民1人あたりの負担額

※ 過去5年間の人口は、住民基本台帳人口の令和7年(2025年)3月末時点の数値を使用し、今後40年間の人口は、「函館市人口ビジョン(令和7年(2025年)2月改訂)〔中位推計〕」の令和47年(2065年)の数値を使用しています。

6 将来の更新経費に係る財源の見込み

公共施設等の更新経費は、膨大な費用が見込まれることから、施設保有総量や維持管理経費の縮減を図るとともに、施設の更新にあたっては、国庫補助金の活用をはじめ、より有利な地方財政措置（公共施設等適正管理推進事業債等）などを活用し、財源の確保に努めます。

第4章 公共施設等の管理に関する基本方針

前章までの人口、財政および公共施設等の状況や推計から、人口減少に伴う公共施設等の更新に係る負担が増加することや施設の更新時期が集中することが見込まれるため、次の2項目を本計画の基本方針として、取組を進めることとします。

【基本方針】

- ① 必要な施設機能の維持に配慮しながら施設保有総量の縮減を図る。
- ② 施設の維持管理を適切に行い、効率的な改修・更新を図る。

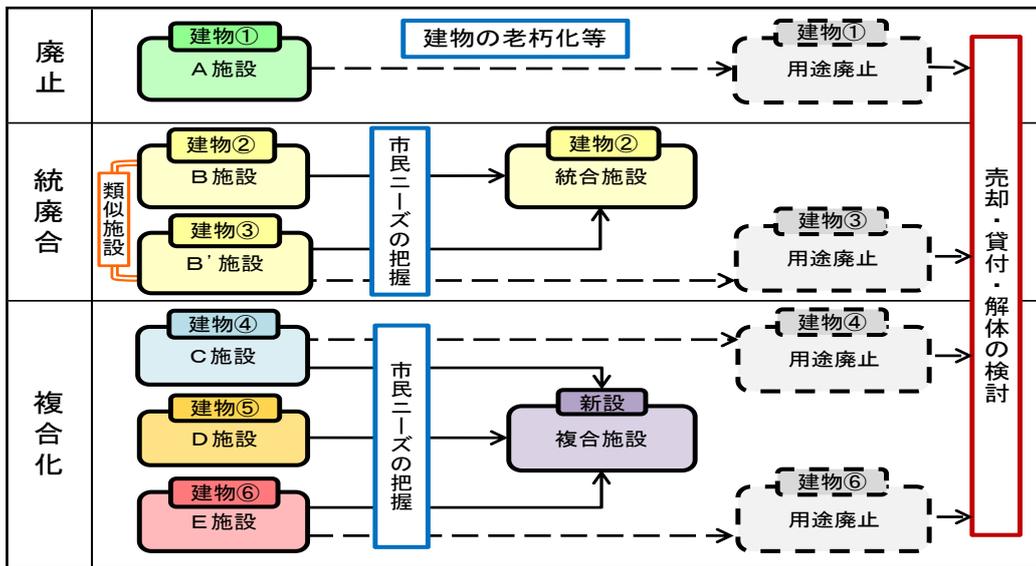
1 施設保有総量縮減の推進

(1) 施設の廃止、統廃合および複合化

公共施設については、今後の維持管理や更新に伴う経費を縮減するため、施設の廃止や統廃合等に取り組むほか、用途廃止となり将来的に行政需要を見込めない建物および土地は、売却することを基本として、施設保有総量を縮減し、施設数や規模の適正化を図ります。

また、施設保有総量を縮減する際には、必要な機能の維持に配慮し、防災の視点やまちづくりの視点等を考慮するほか、国等が管理する施設との連携なども視野に入れながら効果的・効率的な方法を検討するものとします。

なお、インフラ施設については、統廃合等による施設保有総量の縮減が難しいため、計画的な施設の点検や修繕の実施により長寿命化を図るなど、更新経費の縮減に努めます。



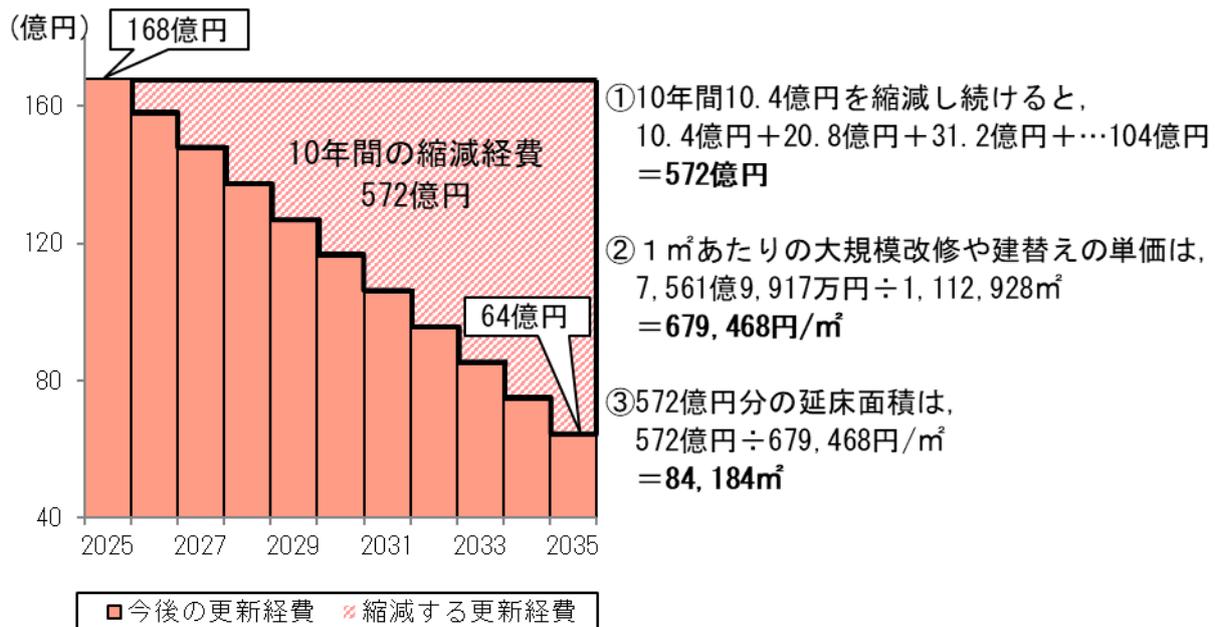
【図4-1 施設の廃止、統廃合・複合化のイメージ】

(2) 施設保有総量の縮減目標

現状の公共施設を維持するには、試算上、1年あたり168億円の更新経費が必要と見込まれます〔P13 第3章5(1)参照〕が、今後の人口減少による歳入の減少および近年の物価高騰等の影響により、厳しい財政状況が予測されるなか、更新経費の増額は難しいことから、今後の更新経費については、過去5年間の平均更新経費64億円を維持するものと仮定し、1年あたりの更新経費を168億円から64億円にするには、計画期間の10年間で、総額572億円を縮減する必要があります。

一方では、今後、更新経費が必要となる延床面積は1,112,928㎡^⑬であり、この施設において大規模改修や建替えを行ったときの更新経費は総額7,561億9,917万円^⑭となることから、1㎡あたりの更新経費は679,468円となります。

よって、572億円分の更新経費を延床面積に換算すると84,184㎡となることから、施設保有総量の縮減目標を85,000㎡と設定します。



【図4-2 更新経費の縮減のイメージ】

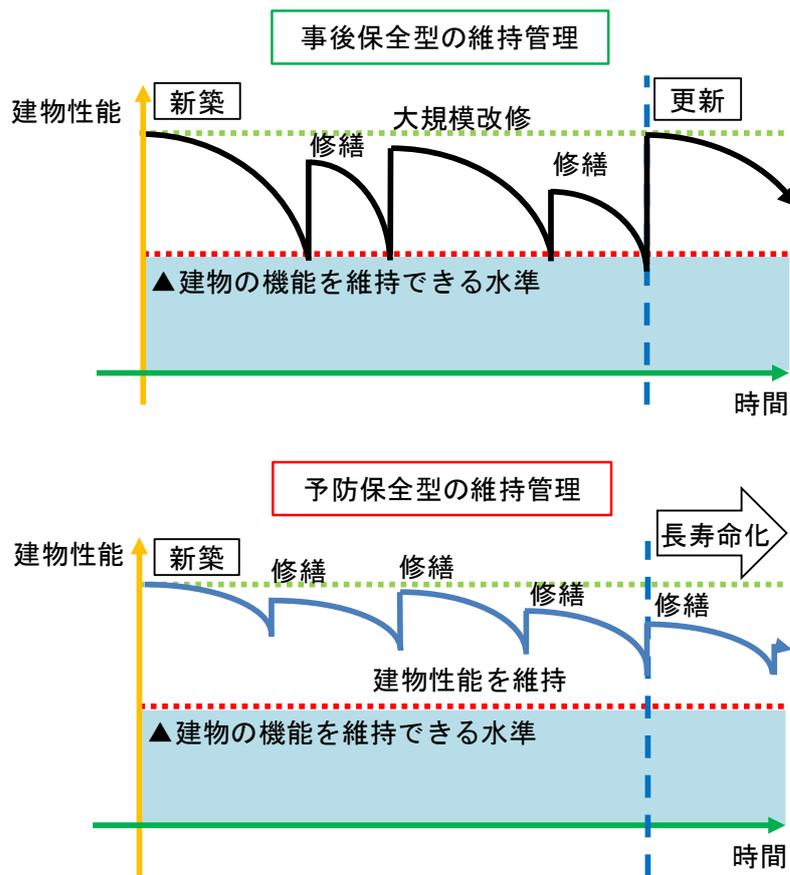
⑬用途廃止した市営住宅や学校等の更新経費を見込まない施設を除いた延床面積です。

⑭全ての施設において、大規模改修および建替えを1回ずつ行った場合の更新経費総額です。

2 施設の維持管理，修繕および更新等の推進

(1) 施設の維持管理および長寿命化

公共施設等については，施設管理者による日常的な点検や法令等に基づく定期点検を実施し，施設規模や重要度，緊急性，経済性等を考慮したうえで，事後保全^⑮と予防保全^⑯を適切に組み合わせた維持管理による長寿命化を図り，ライフサイクルコスト^⑰の縮減による財政負担の軽減や平準化を目指します。



【図4-3 長寿命化のための維持管理イメージ】

(2) 施設の目標使用年数

公共施設の長寿命化にあたっては，改修や更新等を計画的かつ効率的に実施するため，「建築物の耐久計画に関する考え方」（（社）日本建築学会発行）を参考に，施設の構造，老朽化の状況，耐震性の有無や法定耐用年数を考慮した長寿命化による費用対効果等を踏まえ，施設毎に目標使用年数を設定します。

⑮事後保全：施設の部分等に劣化や不具合が生じてから修繕等を行うことです。

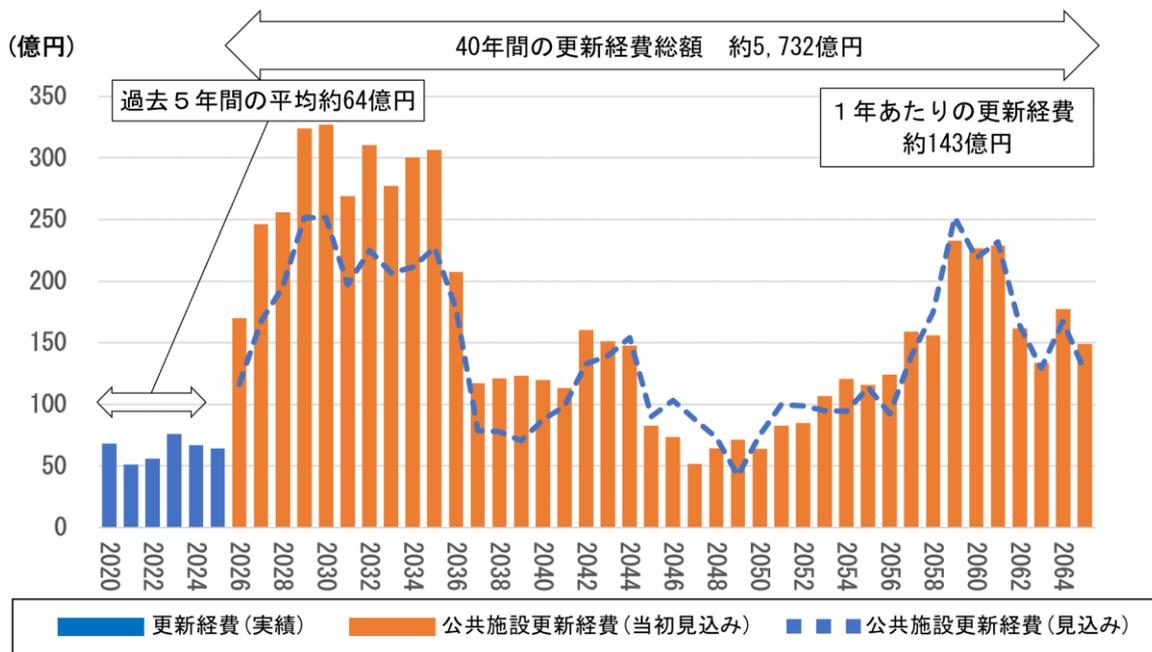
⑯予防保全：施設の部分等に不具合・故障が生じる前に修繕等を行うことです。

⑰ライフサイクルコスト：建設，補修，解体費等の施設に投入する総費用のことです。

(3) 個別施設計画を踏まえた更新経費の見込み

公共施設について、今後40年間における更新経費は、約6,713億円(約168億円/年)となる見込み〔P13参照〕ですが、個別施設計画に基づく施設保有総量の縮減等を踏まえた更新経費は、約5,732億円(約143億円/年)となり、約981億円(約25億円/年)縮減される見込みです。

なお、インフラ施設については、統廃合等による施設保有総量の縮減が難しいため、個別施設計画を踏まえた更新経費を試算していませんが、計画的な施設の点検等の実施により長寿命化を図り、更新経費の縮減に努めます。



【図4-4 個別施設計画を踏まえた公共施設の更新経費の見込み】

※ 個別施設計画は、「函館市公営住宅等長寿命化計画」,「函館市立学校施設長寿命化計画」に基づく施設保有総量の縮減等を見込み、令和6年度(2024年度)末時点の施設状況で試算しています。

(4) 安全性の確保

公共施設については、点検や診断等により、異常が認められた場合には、速やかに修繕等を実施し、施設の安全性の確保に努めるとともに、「函館市耐震改修促進計画」に基づき耐震化を進めます。

なお、施設に危険性が認められた場合や、老朽化により今後の利用を見込めない場合には、速やかに用途を廃止し、順次、解体等を行うものとします。

(5) ユニバーサルデザイン化および脱炭素化の推進

今後も維持していく公共施設等の修繕・更新時には、利用者の性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を図ります。

また、照明のLED化、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入、断熱性の向上および再生可能エネルギーの有効活用を図り、「ゼロカーボンシティはこだて」の実現に向け、脱炭素化の推進に取り組んでいきます。

(6) PPP／PFI手法の活用

公共施設等の整備・改修等にあたっては、民間の資金、経営能力や技術的能力を活用することで財政負担を軽減できる場合もあるため、PPP^⑮／PFI^⑯手法の活用について検討します。

⑮ PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を図るものです。

⑯ PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。公共施設の設計、建設、維持管理、運営等について民間の資金、経営能力や技術的能力を活用し、効率的で質の高い公共サービスを提供する事業手法のことです。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設等の用途ごとの現状や課題および管理に関する基本方針を定めた個別施設計画は、次のとおりです。

1 公共施設

(1) 第2期函館市公共施設等総合管理計画に基づく「各施設の今後の方向性」

現状や課題	4 評価区分每一覧表
管理に関する基本的な方針	4 評価区分每一覧表

(2) 函館市公営住宅等長寿命化計画

現状や課題	第2章 市営住宅等を取り巻く現状と課題
管理に関する基本的な方針	第3章 計画の基本方針

(3) 函館市立学校施設長寿命化計画

現状や課題	第3章 学校施設の実態
管理に関する基本的な方針	第4章 長寿命化の方針

(4) 函館市消防施設長寿命化計画

現状や課題	第3章 消防の現状と今後の課題
管理に関する基本的な方針	第4章 消防施設の管理に関する方針および計画について

(5) 函館市病院局におけるインフラ長寿命化計画

現状や課題	3 施設の現状
管理に関する基本的な方針	4 長寿命化の基本的な方針

2 インフラ施設

(1) 函館市舗装修繕計画

現状や課題	2. 道路管理の状況
管理に関する基本的な方針	3. 修繕計画の策定

(2) 函館市道路附属物等長寿命化修繕計画（横断歩道橋） 函館市道路附属物等長寿命化修繕計画（大型カルバート） 函館市道路附属物等長寿命化修繕計画（門型標識）

現状や課題	2. 背景と目的
管理に関する基本的な方針	4. 健全度の把握および日常的な維持管理に関する基本的な方針 5. 長寿命化および修繕に係る費用の縮減に関する方針

(3) 函館市トンネル長寿命化修繕計画

現状や課題	2. 背景と目的
管理に関する基本的な方針	4. 健全度の把握および日常的な維持管理に関する基本的な方針 5. 長寿命化および修繕に係る費用の縮減に関する方針

(4) 函館市橋梁長寿命化修繕計画

現状や課題	2. 長寿命化修繕計画の対象橋梁
管理に関する基本的な方針	4. 対象橋梁の長寿命化および修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針

(5) 函館市公園施設長寿命化計画

現状や課題	2. 公園施設の現況と課題
管理に関する基本的な方針	5. 長寿命化計画の検討

(6) 函館市林道施設長寿命化計画

現状や課題	5 対象施設の状態等
管理に関する基本的な方針	6 対象施設ごとの対策内容と実施時期

(7) 函館港港湾施設維持管理計画

現状や課題	函館港維持管理計画書
管理に関する基本的な方針	函館港維持管理計画書

**(8) 入舟地区海岸保全施設長寿命化計画
弁天地区海岸保全施設長寿命化計画
元村地区海岸保全施設長寿命化計画**

現状や課題	1. 海岸及び海岸保全施設の概要
管理に関する基本的な方針	2. 長寿命化計画の概要

(9) 函館市上下水道事業経営ビジョン

現状や課題	第3章 上下水道事業の現状と課題
管理に関する基本的な方針	第5章 上下水道事業の目指すもの

(10) 函館市交通事業経営ビジョン

現状や課題	第3章 交通事業の現状 第4章 交通事業の将来の事業環境と課題
管理に関する基本的な方針	第5章 交通事業の目指すもの

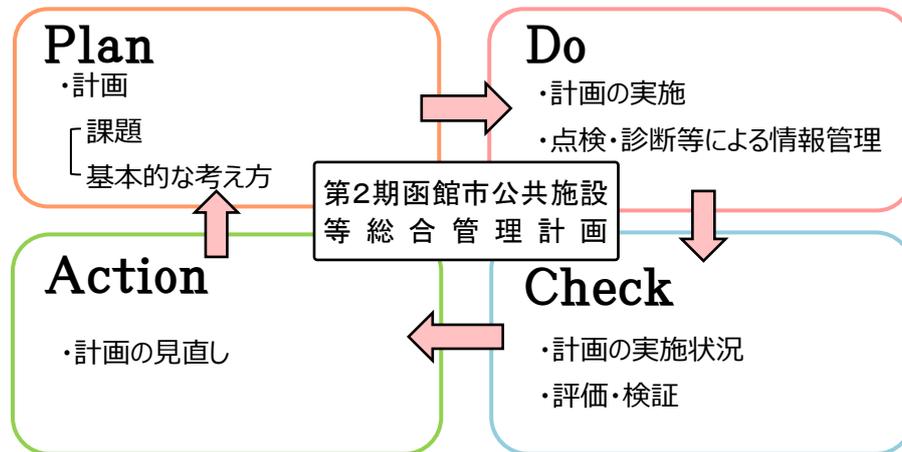
第6章 計画の推進について

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、職員一人ひとりが施設の現状や本計画の策定意義を十分に理解し、共通認識のもと、全庁的に取り組む必要があることから、管理方法等について、他自治体の取組事例などの情報を積極的に収集し、施設の適正管理に対する意識の向上に努めるほか、財務部において、公共施設等の情報を管理・集約することにより、本計画の進捗管理を行い、全庁的な情報の共有化を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理にあたっては、PDCAサイクルにより、進捗状況の定期的な評価・検証を実施し、その結果や市民ニーズ、社会情勢の変化などを踏まえ、本計画の見直しを必要に応じて行っていきます。



【図6-1 PDCAサイクル】

3 市民および議会への情報提供等

公共施設の廃止や統廃合、複合化等の実施にあたっては、施設利用者をはじめとする市民との合意形成に努めるとともに、必要に応じてパブリックコメント手続を実施し、さらには、適宜、市民や議会と情報を共有しながら取り組むこととします。

資料編

これまでの主な取組状況

【計画の策定】

H20年度 (2008年度)	・函館港港湾施設維持管理計画〔R7. 3月一部改訂〕
H23年度 (2011年度)	・函館市立小・中学校再編計画
H24年度 (2012年度)	・函館市公園施設長寿命化計画〔R7. 3月改定〕 ・函館市下水道長寿命化計画 〔計画期間終了, 内容は函館市下水道事業ストックマネジメント計画へ移行〕
H25年度 (2013年度)	・今後の公共施設のあり方に関する基本方針 ・今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく 「各施設の今後の方向性」について ・函館市公営住宅等長寿命化計画〔R7. 2月一部改定〕
H26年度 (2014年度)	・函館市橋梁長寿命化修繕計画〔R6. 4月改定〕
H28年度 (2016年度)	・函館市公共施設等総合管理計画〔R5. 1月一部改訂〕 ・函館市道路附属物等長寿命化修繕計画（横断歩道橋） 〔R7. 6月改定〕 ・函館市上下水道事業経営ビジョン〔R5. 3月改訂〕 ・函館市交通事業経営ビジョン〔R6. 10月改訂〕 ・函館市舗装修繕計画
H29年度 (2017年度)	・函館市下水道事業ストックマネジメント計画〔R5. 3月変更〕
H30年度 (2018年度)	・入舟地区海岸保全施設長寿命化計画 ・弁天地区海岸保全施設長寿命化計画 ・元村地区海岸保全施設長寿命化計画
R元年度 (2019年度)	・函館市立学校施設長寿命化計画 ・函館市林道施設長寿命化計画
R2年度 (2020年度)	・函館市病院局におけるインフラ長寿命化計画 ・消防庁舎等維持補修計画〔R6. 8月改訂〕 〔函館市消防施設長寿命化計画に名称変更〕
R3年度 (2021年度)	・函館市トンネル長寿命化修繕計画〔R7. 6月改定〕 ・函館市道路附属物等長寿命化修繕計画（大型カルバート） 〔R7. 6月改定〕 ・函館市道路附属物等長寿命化修繕計画（門型標識）〔R7. 6月改定〕

【前計画期間における主な取組実績】

売却	■ リサイクル機器入舟保管庫	〔H27〕
	■ 五稜中学校	〔H29〕
	■ 宇賀の浦中学校	〔R元〕
	■ 千代ヶ岱小学校・光成中学校	〔R2〕
	■ ホテルひろめ荘・南かやべ保養センター	〔R2〕
	■ 望路会館	〔R2〕
	■ もと道南青年の家（旧ロシア領事館）	〔R2〕
譲渡	■ 産学官交流プラザ	〔H27〕
	■ 小安東・釜谷・尾札部中央会館	〔H27〕
統廃合	■ 五稜郭中学校開校（五稜・大川・桐花中学校）	〔H28〕
	■ 戸倉中学校開校（戸倉・亀尾中学校）	〔H29〕
	■ 青柳中学校開校（西・潮見・宇賀の浦中学校）	〔H30〕
	■ 大森浜小学校開校（高盛・千代ヶ岱・金堀小学校）	〔H31〕
	■ 上湯川小学校開校（上湯川・亀尾小学校）	〔H31〕
	■ 戸井学園開校（戸井西・日新小学校，潮光・日新中学校）	〔R3〕
	■ 銭亀沢小学校開校（東・石崎小学校）	〔R4〕
	■ 南茅部小学校開校（磨光・臼尻・大船小学校）	〔R4〕
複合化	■ 戸井西部総合センター開設（戸井公民館・戸井郷土資料館・戸井埋蔵文化財展示館・戸井青少年会館・戸井運動広場）	〔H28〕
	■ 巴中学校開校（凌雲・光成・的場中学校）	〔H30〕
	■ 亀田交流プラザ開設（亀田福祉センター・美原図書室・亀田公民館・亀田青少年会館・美原老人福祉センター・美原児童館）	〔R2〕
	■ 大森浜児童館開設（高盛・人見・本町児童館）	〔R2〕
	■ 大川団地開設（松川・田家B・中道2丁目・港3丁目改良団地）	〔R3〕
	■ 南茅部中学校開校（尾札部・臼尻中学校）	〔R5〕
廃止 (解体)	■ 高盛小学校	〔R2〕
	■ 美原老人福祉センター	〔R2〕
	■ 高盛児童館・人見児童館・美原児童館	〔R2〕
	■ 亀田青少年会館	〔R2〕
	■ ポン木直会館	〔R2〕
	■ 亀尾小学校	〔R3〕
	■ 見日会館・黒鷲会館	〔R3〕
	■ 元村会館	〔R4〕
	■ 松川団地	〔R5〕
	■ 本町児童館	〔R5〕
	■ 田家B団地	〔R6〕
	■ 古武井会館	〔R6〕

第2期函館市公共施設等総合管理計画

令和8年（2026年） 月 策定
函館市財務部公共施設マネジメント室
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
TEL：0138-21-3955
FAX：0138-21-3510
e-mail：management@city.hakodate.hokkaido.jp

(案)

第2期函館市公共施設等総合管理計画に基づく
「各施設の今後の方向性」

令和8年（2026年） 月

函 館 市

目 次

1	各施設の今後の方向性について	1
2	対象施設	1
3	評価方法	2
	(1) 1次評価の方法	2
	(2) 2次評価の方法	3
	(3) 総合評価の方法	3
	(4) 評価区分	4
	(5) 施設評価シート	6
4	評価結果	7
	(1) 評価結果総括表	7
	(2) 評価結果一覧表	8

1 各施設の今後の方向性について

本市においては、今後も人口減少や厳しい財政状況が続くことを踏まえ、必要な機能の維持に配慮しながら、施設数の削減や規模を見直し、維持管理経費や将来における老朽化に対応した大規模な改修や建替えのための更新経費等の削減に取り組んでいくため、平成25年(2013年)6月に「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」を策定したところであります。

この基本方針の中で、各施設毎に今後の基本的な方向性を検討していくこととしたところであり、対象とした219施設について評価を行うとともに、今後の方向性を検討した結果として、「今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく「各施設の今後の方向性」について」を取りまとめたところです。

その後、国からの要請を受けて、平成28年(2016年)8月に、将来的な財政負担の軽減や平準化を図り、公共施設等を維持管理するための「函館市公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、「今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく「各施設の今後の方向性」について」を当該計画の個別施設計画として位置付けたところであります。

このようななか、令和6年(2024年)11月に公表した「今後の財政見通し(2024~2026)」において、物価高騰等の影響などにより、今後も厳しい財政状況が続いていくものと予測していることを踏まえ、引き続き、将来的な財政負担の軽減や平準化を図り、公共施設等を適切に維持管理するため、「第2期函館市公共施設等総合管理計画」を策定することとしたところであり、これに併せ、改めて各施設について評価をし、今後の方向性の検討を行ったところです。

2 対象施設

対象施設は、「今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく「各施設の今後の方向性」について」において対象とした219施設から、廃止や売却等を行った施設および個別施設計画を策定している施設については除くこととする一方、平成26年度(2014年度)以降、新設および建替えを行った施設を加えた169施設とします。

[参考 個別施設計画]

函館市公営住宅等長寿命化計画
函館市立学校施設長寿命化計画
函館市消防施設長寿命化計画
函館市公園施設長寿命化計画
函館港港湾施設維持管理計画

3 評価方法

施設の評価方法は、「施設評価シート」（P 6 参照）により、施設の利用状況や老朽度等を数値化した定量的な 2 軸分析による 1 次評価のほか、施設の公共性や代替性の有無等の観点による定性的な 2 次評価を踏まえ、総合評価を行い、施設の今後の方向性を定めます。

(1) 1 次評価の方法

施設の利用状況や維持管理費の増減等によるソフト面と、耐震性や老朽度等によるハード面をそれぞれ数値化し、評価を行います。

ア ソフト面の評価

- (ア) 1 日あたりの：1 日あたりの利用者数等の増減率による評価
利 用 状 況
- (イ) 稼働率：貸室等を有している施設の稼働率による評価
- (ウ) 1 人あたりの：修繕工事等の一時的な費用を除く，年間利用者維持管理費 1 人あたりの維持管理費の増減率による評価
- (エ) 防災拠点施設等：地域防災計画における災害対策本部，地区本部指定緊急避難所および指定避難所への該当の有無による評価

イ ハード面の評価

- (ア) 耐震性：昭和56年(1981年)6月1日に施行された建築基準法に定める耐震基準への適合有無による評価
- (イ) 老朽度：耐用年数に対する建築経過年数の割合による評価
- (ウ) 劣化状況（建築）：修繕履歴等による評価
- (エ) 劣化状況（電気および機械設備）：修繕履歴等による評価
- (オ) 大規模改修：屋根および外壁にかかる全体改修工事の実施など，長寿命化対策の有無による評価
- (カ) 災害警戒区域等：立地場所による評価

ウ 評価結果による方向性

ソフト面およびハード面の評価結果について，2軸分析により，1次評価としての施設の今後の方向性を検討します。

- I ソフト面およびハード面が高い
施設の継続使用を基本とした長寿命化，統廃合・複合化
- II ソフト面が低くハード面が高い
統廃合・複合化，他の施設へ機能移転し転用，売却，民営化
- III ソフト面が高くハード面が低い
他の施設へ機能移転し廃止または売却，耐震基準を満たしている場合は長寿命化や統廃合・複合化，転用，民営化
- IV ソフト面およびハード面が低い
他の施設への機能移転，廃止，売却，民営化

(2) 2次評価の方法

1次評価の結果がII，IIIおよびIVの場合に行うこととし，次の項目について評価を行います。

- ア 法律により設置が義務付けられているか
- イ 市が自ら運営主体となって関与が必要な施設か
- ウ 同様の機能を持った施設が近隣（国・道・他自治体・民間）に存在しているか
- エ 民間でも同様のサービスを実施できるか

(3) 総合評価の方法

1次評価および2次評価を踏まえ，施設の今後の方向性とします。

(4) 評価区分

前述の評価方法により定めた各施設の今後の方向性を踏まえ、「A 管理運営の効率化」から「E 統廃合・複合化」の5区分に評価します。

なお、今後は、今回の今後の方向性に基づき、売却や統廃合等に向けた検討を進めていくこととなりますが、実施にあたっては、施設利用者をはじめとする市民との合意形成に努めるとともに、必要に応じて、パブリックコメント手続を実施し、さらには、適宜、市民や議会と情報を共有しながら取り組むこととします。

ア 存続する施設

評価区分：A 管理運営の効率化

[進め方]

市民ニーズの変化に対応しながら、施設の存続を基本とし、事後保全と予防保全を適切に組み合わせた維持管理による施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努め、施設の管理運営の効率化を進めていきます。

[期待される主な効果]

- ①市民サービスの向上
- ②歳出の削減（維持管理経費や更新経費等の削減）

イ 売却または解体する施設

評価区分：B 売却（または解体）

[進め方]

売却は、原則、更地にした後、一般競争入札で行います。

また、残存している建物の状況等から、解体せず、建物付の土地として売却した方が望ましいと思われる場合については、別途検討することとします。

なお、売却が困難な施設あるいは売却ができない施設については、施設の解体のみ行うこととします。

[期待される主な効果]

- ①歳入の確保（売却収入）
- ②歳出の削減（維持管理経費の削減）

ウ 転用する施設

評価区分：C 転用

[進め方]

移転前の施設の利用状況や移転後の施設利用の効率化，利便性の向上，用途変更に伴う改修費用等を考慮したうえで，転用の検討を進めていきます。

[期待される主な効果]

- ①施設の有効活用
- ②市民ニーズに合った公共サービスの提供

エ 民営化する施設

評価区分：D 民営化

[進め方]

施設の譲渡による民営化を進めるため，譲渡の方法や価格の設定など，事前に十分な検討を行ったうえで進めていきます。

[期待される主な効果]

- ①歳入の確保（売却収入）
- ②歳出の削減（維持管理経費の削減）

オ 統廃合・複合化を行い存続する施設

評価区分：E 統廃合・複合化

[進め方]

施設の利用状況や老朽度等を踏まえた，効率的な施設運営の観点から，統廃合や複合化についての検討を進めていきます。

[期待される主な効果]

- ①市民サービスの向上
- ②歳出の削減（維持管理経費や更新経費等の削減）

(5) 施設評価シート

施設評価シート			
施設名称			
今後の方向性			
1次評価			
ソフト面			
□	(7) 1日あたりの利用状況 (令和元年度と令和5年度比較)	2	10%以上の増加
		1	10%未満の増加
		-1	10%未満の減少
		-2	10%以上の減少
□	(4) 稼働率 (令和5年度)	2	75%以上
		1	50%以上75%未満
		-1	25%以上50%未満
		-2	25%未満
□	(7) 1人あたりの維持管理費 (修繕費を除く) (令和元年度と令和5年度比較)	1	0%以下
		-1	10%以上の増加
□	(1) 防災拠点施設等	1	地域防災計画の「災害対策本部」、「地区本部」、「指定緊急避難所」および「指定避難所」に該当するもの
		評価補正 合計が0の場合、(7)または(4)がマイナスのときは合計に-1、プラスのときは合計に+1	
計			
ハード面			
□	(7) 耐震性	2	昭和57年以降に建築された施設
		1	昭和56年以前に建築された施設で耐震基準を満たしているもの
		-2	昭和56年以前に建築された施設で耐震基準を満たしていないまたは未診断のもの
□	(4) 老朽度 (令和5年度時点)	2	経過年数が耐用年数に占める割合が50%以内
		1	経過年数が耐用年数に占める割合が50%を超え75%以内
		-1	経過年数が耐用年数に占める割合が75%を超え100%以内
		-2	経過年数が耐用年数に占める割合が100%を超えるもの
□	(7) 劣化状況 (建築)	-1	屋根、外壁または外部建具で、20年以上修繕を行ったことがないもの
		□	(1) 劣化状況 (電気および機械設備)
-1	主要な電気および機械設備で、更新周期を超えているものが1カ所あるもの		
□	(7) 劣化状況 (電気および機械設備)	主要な電気および機械設備で、今後3年以内に更新周期を超えるものが2カ所以上あるもの	
		□	(4) 大規模改修
□	(7) 災害警戒区域等		
		評価補正 合計が0の場合、(4)または(7)がマイナスのときは合計に-1、プラスのときは合計に+1	
計			
1次評価結果			
<p>I 施設の継続使用を基本とした長寿命化、統廃合・複合化 II 統廃合・複合化、他の施設へ機能移転し転用、売却、民営化 III 他の施設へ機能移転し廃止または売却、耐震基準を満たしている場合は長寿命化や統廃合・複合化、転用、民営化 IV 他の施設への機能移転、廃止、売却、民営化</p>			
2次評価			
評価基準			
ア	法律により設置が義務付けられているか		
イ	市が自ら運営主体となつて関与が必要な施設か		
ウ	同様の機能を持った施設が近隣(国・道・他自治体・民間)に存在しているか		
エ	民間でも同様のサービスを実施できるか		
3. 総合評価			

4 評価結果

(1) 評価結果総括表

評価区分	施設数	割合 (%)	施設名称
A 管理運営の効率化	101	59.7	臨海研究所, 本庁舎など
B 売却 (または解体)	28	16.6	港湾部管理事務所 (大町派出所), 汐首東会館等 18 館, 山背泊水産倉庫, 森林空間林内作業所, 灯台資料館, 博物館恵山収蔵庫等 4 棟, 戸井幼稚園, 青柳市民庭球場
C 転用	2	1.2	通所介護施設 (もとデイサービス センター花園, もとデイサービス センター戸井)
D 民営化	2	1.2	旧イギリス領事館, ホテル恵風
E 統廃合・複合化	36	21.3	女性センター, 谷地頭児童館等 11 館, 恵山クリーンセンター, 南茅部クリーンセンター, 計量検査所, 職業訓練センター, 恵山ウニ種苗センター, 港湾部管理事務所 (海岸町), 恵山福祉センター, 恵山市民センター, 公民館, 青少年研修センター, 青年センター, 北洋資料館, 千歳図書室等 5 施設, 文学館, 博物館本館, 博物館郷土資料館, 北方民族資料館, 戸井総合学習センター, 戸井生涯学習センター, 南北海道教育センター
合計	169	100.0	

(2) 評価結果一覧表

A 管理運営の効率化

	施設名	建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
			ソフト	ハード			
1	臨海研究所 地区区分：西部 避難所：－	建築年度 2007 経過年数 18 耐用年数 50	ソフト 2 ハード 2	I	－	本施設は、水産・海洋分野の研究や産学官連携を促進するために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	企画部
2	青函連絡船記念館摩周丸 指定管理（利用料金制） 地区区分：西部 避難所：－	建築年度 1965 経過年数 60 耐用年数 15	ソフト -1 ハード -7	IV	イ 「メモリアルシップ「摩周丸」の保存活用に関する基本方針」を定めており、保存活用に努めていくこととしている施設	本施設は、北海道の経済・社会・文化の歴史を刻んだ産業・歴史・文化的価値があるほか、観光資源の一つとして保存活用する必要がある施設です。 施設の老朽化は進んでいますが、近年は、観光客の増加に伴い、入館者数は増加傾向にあることから、当面は船体の状態などを勘案し、施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	
3	国際水産・海洋総合研究センター 指定管理 地区区分：西部 避難所：－	建築年度 2014 経過年数 11 耐用年数 50	ソフト 1 ハード 2	I	－	本施設は、水産・海洋分野の研究や産学官連携を促進するために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
4	地域交流まちづくりセンター 指定管理 地区区分：西部 避難所：－	建築年度 1923 経過年数 102 耐用年数 50	ソフト -3 ハード -3	IV	イ 西部地区歴史的景観審議会が、保存活用の方針を示した施設	本施設は、函館市景観形成指定建築物を平成17年(2005年)から平成18年(2006年)にかけて改修したものであり、東北以北最古の手動式エレベータが現存するなど、建築物として重要な価値があるほか、市民活動の支援、市民に交流等の場の提供、地域情報の発信をするために必要な施設です。 今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	
5	本庁舎 地区区分：西部 避難所：地震、津波、ビル	建築年度 1982 経過年数 43 耐用年数 50	ソフト -1 ハード -1	IV	イ 市が法律等に基づく事務を行うための事務所として設置し、管理運営する施設	本施設は、市の職員が事務を執り行うほか、市民にサービスを提供するために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
6	競輪場 地区区分：中央部 避難所：津波、ビル	建築年度	ソフト	II	I 自転車競技法第1条の規定により、競輪開催の主催者は地方自治体である市が主体となって関与する必要がある施設	本施設は、競輪事業の目的の一つである一般会計に収益を繰り入れ、地方財政の健全化を図るために必要な施設です。 今後も、引き続き経営の健全化および施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	競輪事業部
		2002	-2				
		経過年数	ハード				
		23					
		耐用年数	3				
		50					
7	亀田支所 地区区分：北東部 避難所：一	建築年度	ソフト	II	I 地方自治法第155条の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるために設置し、管理運営する施設	本施設は、市の職員が事務を執り行うほか、市民にサービスを提供するために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		1978	-3				
		経過年数	ハード				
		47					
		耐用年数	1				
		50					
8	湯川支所 地区区分：東中央部 避難所：一	建築年度	ソフト	IV	I 地方自治法第155条の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるために設置し、管理運営する施設	本施設は、市の職員が事務を執り行うほか、市民にサービスを提供するために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	市民部
		1982	-3				
		経過年数	ハード				
		43					
		耐用年数	-2				
		50					
9	銭亀沢支所 地区区分：東中央部 避難所：一	建築年度	ソフト	IV	I 地方自治法第155条の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるために設置し、管理運営する施設	本施設は、市の職員が事務を執り行うほか、市民にサービスを提供するために必要な施設です。 老朽化が進んでいますが、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		1967	-3				
		経過年数	ハード				
		58					
		耐用年数	-5				
		50					
10	梁川公園 (梁川交通公園管理事務所) 指定管理 地区区分：中央部 避難所：地震、津波、洪水	建築年度	ソフト	I	-	本施設は、交通遊具等を利用し、楽しみながら幼児、小・中学生が交通安全知識や交通マナーを学ぶことができる交通安全教育を行うために必要な施設です。 令和5年度(2023年度)に、管理事務所の新築や来園者駐車場、動力式ゴーカートコースの全面舗装等を行っており、安全・安心に利用できる魅力ある施設として、今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		2023	2				
		経過年数	ハード				
		2					
		耐用年数	3				
		24					

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
11	慰霊堂 地区区分：西部 避難所：－	建築年度 1938	ソフト 1	Ⅲ 施設の設置経緯から、市の管理運営が必要な施設	イ 本施設は、昭和9年(1934年)に発生した大火による殉難者を弔慰することを目的とし、函館大火殉難者慰霊法要を実施するための施設です。 施設の老朽化が進んでいますが、法要等で使用していない時は、高齢者を中心とした健康・体力づくり、福祉増進の場として活用を図っていることから、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	保健福祉部
		経過年数 87	ハード -3			
		耐用年数 50				
12	函館市斎場 指定管理 地区区分：西部 避難所：－	建築年度 1991	ソフト -2	Ⅱ 国の通達により、火葬場の運営主体は、原則、地方自治体とされているため、市が設置し、管理運営する施設	ア 本施設は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、適正に死体を火葬するために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		経過年数 34	ハード 2			
		耐用年数 50				
13	戸井斎場 指定管理 地区区分：東部 避難所：－	建築年度 1998	ソフト 1	Ⅰ －	ア 本施設は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、適正に死体を火葬するために必要な施設です。 死亡者数が増加することが見込まれるなか、函館市斎場の火葬能力を超える場合は、本斎場において対応することから、今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		経過年数 27	ハード 4			
		耐用年数 50				
14	楳法華斎場 指定管理 地区区分：東部 避難所：－	建築年度 2001	ソフト -2	Ⅱ 国の通達により、火葬場の運営主体は、原則、地方自治体とされているため、市が設置し、管理運営する施設	ア 本施設は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、適正に死体を火葬するために必要な施設です。 死亡者数が増加することが見込まれるなか、函館市斎場の火葬能力を超える場合は、本斎場において対応することから、今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		経過年数 24	ハード 3			
		耐用年数 50				
15	南茅部斎場 指定管理 地区区分：東部 避難所：－	建築年度 1989	ソフト 3	Ⅰ －	ア 本施設は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、適正に死体を火葬するために必要な施設です。 死亡者数が増加することが見込まれるなか、函館市斎場の火葬能力を超える場合は、本斎場において対応することから、今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		経過年数 36	ハード 3			
		耐用年数 50				

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
16	はこだて療育・自立支援センター 地区区分：東中部 避難所：－	建築年度	ソフト	II	I センター開設にあたり、前施設利用者の保護者から「民営化は望まない」との要望を受けて設置したため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、心身に障がいのある者およびその疑いのある者に対して、自立した日常生活または社会生活を営むことに必要な支援を総合的に提供するために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		2011	-2				
		経過年数	ハード				
		14					
		耐用年数	4				
		50					
17	総合福祉センター 指定管理 地区区分：西部 避難所：地震、津波、ビル、指定	建築年度	ソフト	II	I 市の「総合福祉センター建設懇話会」の報告書を踏まえて設置したため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、障害者福祉センター、老人福祉センター、母子・父子福祉センターおよび児童センターを総合して運営する本市における福祉推進の拠点施設であり、市民福祉の増進を図るために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		1993	-1				
		経過年数	ハード				
		32					
		耐用年数	1				
		50					
18	湯川老人福祉センター 指定管理 地区区分：東中部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV	I 老人福祉法第20条の7の規定により、無料または低額な料金でサービスを提供する施設として、市の管理運営が必要な施設	本施設は、市内の高齢者が健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、健康で明るい生活を営むために必要な施設です。 老朽化が進んでいますが、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	保健福祉部
		1969	-3				
		経過年数	ハード				
		56					
		耐用年数	-6				
		38					
19	谷地頭老人福祉センター 指定管理 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	II	I 老人福祉法第20条の7の規定により、無料または低額な料金でサービスを提供する施設として、市の管理運営が必要な施設	本施設は、市内の高齢者が健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、健康で明るい生活を営むために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		1999	-3				
		経過年数	ハード				
		26					
		耐用年数	2				
		50					
20	障がい福祉サービス施設 (もとデイサービスセンター入舟) 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	I	- 併設する西部児童館は、令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、施設を継続利用する方針であることから、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。		
		1983	1				
		経過年数	ハード				
		42					
		耐用年数	2				
		50					

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
21	生活介護施設 (もとデイサービスセンター港)	建築年度 1995	ソフト 1	I	-	本施設は、特定非営利活動法人が障害福祉サービス事業所として使用するために貸付けている施設です。 併設している市営港2丁目団地は、長寿命化を図る改修を令和15年度(2033年度)以降に予定しており、継続利用する方針であることから、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		経過年数 30	ハード			
		耐用年数 50	1			
地区区分：北部 避難所：-						
22	保健所	建築年度 2002	ソフト 1	I	-	本施設は、感染症・難病対策などの専門的保健サービスのほか、食品衛生、環境衛生、医務・薬事等に関する監視指導や各種の試験・検査業務を行うために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。
		経過年数 23	ハード			
		耐用年数 50	1			
地区区分：中央部 避難所：地震、洪水						
23	衛生試験所	建築年度 2002	ソフト 1	I	-	本施設は、保健衛生に関する試験研究、分析および指導等を行うために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。
		経過年数 23	ハード			
		耐用年数 50	1			
地区区分：中央部 避難所：地震、洪水						
24	総合保健センター	建築年度 2002	ソフト 1	I	-	本施設は、市民の健康の保持および増進に関するサービスならびに健康に関する情報の提供を行うために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。
		経過年数 23	ハード			
		耐用年数 50	1			
地区区分：中央部 避難所：地震、洪水						
25	夜間急病センター	建築年度 2002	ソフト -1	II	イ 夜間の初期救急医療機関としての機能を維持していくため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、夜間における救急患者に対して応急的な診療を行うために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。
		経過年数 23	ハード			
		耐用年数 50	1			
指定管理(利用料金制) 地区区分：中央部 避難所：地震、洪水						

保健福祉部

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
26	動物愛護管理センター 地区区分：北部 避難所：－	建築年度	ソフト	I	－	本施設は、市の動物愛護管理に関する事務を行うための拠点施設として必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。
		1990	1			
		経過年数	ハード			
		35				
		耐用年数	4			
		50				
27	犬猫管理所 地区区分：東中部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV	ア 狂犬病予防法第21条の規定により、市が設置する施設	本施設は、抑留した犬を收容するために必要な機能を有しているほか、付帯する焼却炉では、市民からの依頼を受け、犬・猫等の死体の焼却を行うために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めるほか、焼却炉については、老朽化が進んでいることから、代替施設を検討します。
		1988	-2			
		経過年数	ハード			
		37				
		耐用年数	-1			
		38				
28	西部児童館 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、地域における子どもの健やかな成長を支援する拠点として、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		1983	-3			
		経過年数	ハード			
		42				
		耐用年数	-3			
		50				
29	大森浜児童館 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	I	－	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、地域における子どもの健やかな成長を支援する拠点として、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		2020	2			
		経過年数	ハード			
		5				
		耐用年数	3			
		38				
30	赤川児童館 地区区分：北東部 避難所：－	建築年度	ソフト	II	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、地域における子どもの健やかな成長を支援する拠点として、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		2003	-3			
		経過年数	ハード			
		22				
		耐用年数	1			
		38				

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
31	鍛冶児童館 地区区分：北東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいますが、令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、地域における子どもの健やかな成長を支援する拠点として、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		1981	-1			
		経過年数	ハード			
		44				
		耐用年数	-3			
		38				
32	山の手児童館 地区区分：北東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅱ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、地域における子どもの健やかな成長を支援する拠点として、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		1998	-3			
		経過年数	ハード			
		27				
		耐用年数	1			
		38				
33	桔梗福祉交流センター (桔梗児童館) 地区区分：北部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅱ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、地域における子どもの健やかな成長を支援する拠点として、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		2004	-3			
		経過年数	ハード			
		21				
		耐用年数	1			
		38				
34	神山児童館 指定管理(利用料金制) 地区区分：北東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅰ	－	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、地域における子どもの健やかな成長を支援する拠点として、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		2011	1			
		経過年数	ハード			
		14				
		耐用年数	3			
		38				
35	上湯川児童館 地区区分：東中部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅲ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいますが、令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、地域における子どもの健やかな成長を支援する拠点として、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		1972	3			
		経過年数	ハード			
		53				
		耐用年数	-7			
		24				

子ども未来部

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
36	深堀児童館 地区区分：東中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅲ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいますが、令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、地域における子どもの健やかな成長を支援する拠点として、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		1979	3			
		経過年数	ハード			
		46				
		耐用年数				
		38	-8			
37	旭岡児童館 地区区分：東中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、地域における子どもの健やかな成長を支援する拠点として、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		1994	-3			
		経過年数	ハード			
		31				
		耐用年数				
		38	-1			
38	亀田港児童館 地区区分：北部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅱ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、地域における子どもの健やかな成長を支援する拠点として、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		2006	-3			
		経過年数	ハード			
		19				
		耐用年数				
		38	1			
39	昭和児童館 指定管理(利用料金制) 地区区分：北東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅱ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、地域における子どもの健やかな成長を支援する拠点として、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		1990	-3			
		経過年数	ハード			
		35				
		耐用年数				
		38	1			
40	根崎生活館 指定管理 地区区分：東中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営が必要な施設	本施設は、市民の生活改善と文化の向上を図るために設置し、現在は、地域の子どもの放課後の居場所として、また、地域コミュニティの拠点として利用するために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいますが、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		1966	-2			
		経過年数	ハード			
		59				
		耐用年数				
		24	-7			

子ども未来部

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
41	弥生小学校併設学童保育専用施設 地区区分：西部 避難所：地震、津波、土砂、指定	建築年度 2011	ソフト 1	I —		本施設は、就労等により保護者等が不在である児童を対象に、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、健全な育成を図るために、弥生小学校に併設した必要な施設です。 今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		経過年数 14	ハード 4			
		耐用年数 50				
42	つつじ保育園 地区区分：東部 避難所：—	建築年度 2009	ソフト -3	II 地域の実情を勘案し、民営化が困難であるため、市の管理運営が必要な施設	イ 本施設は、地域の子育て世帯が安心して育児・就業が可能な環境を確保するために必要な施設です。 今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	子ども未来部
		経過年数 16	ハード 3			
		耐用年数 38				
43	清掃センター (日乃出清掃工場ほか) 地区区分：中央部 避難所：—	建築年度 1974	ソフト 1	III ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2の規定により、一般廃棄物の処理等のため、市が設置し、管理運営する施設	ア 本施設は、市内で生じる一般廃棄物を処理するために必要な施設です。 現在実施している清掃工場の大規模改修については、令和10年度(2028年度)に竣工する予定であり、改修後においても施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	環境部
		経過年数 51	ハード -2			
		耐用年数 50				
44	七五郎沢廃棄物最終処分場 地区区分：北東部 避難所：—	建築年度 1991	ソフト 2	III ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2の規定により、一般廃棄物の処理等のため、市が設置し、管理運営する施設	ア 本施設は、市内で生じる一般廃棄物のうち、不燃ごみの処理を行うために必要な施設です。 埋立可能年数が限られているため、次期最終処分場整備の検討を始めたところですが、現施設の閉鎖後においても浸出水が安定化するまで管理する必要があることから、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	環境部
		経過年数 34	ハード -3			
		耐用年数 50				
45	日乃出いこいの家 指定管理 地区区分：中央部 避難所：—	建築年度 1975	ソフト -3	IV イ 市が日乃出清掃工場の建設にあたり地域住民との合意条件として設置した施設	イ 本施設は、日乃出清掃工場の建設にあたり、地域住民との合意条件として設置した必要な施設です。 老朽化が進んでいますが、ごみ焼却余熱利用が可能な間は、施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	環境部
		経過年数 50	ハード -8			
		耐用年数 24				

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
46	リサイクルセンター 地区区分：北東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅱ	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2の規定により、一般廃棄物の処理等を市が運営主体として設置する必要がある施設	本施設は、市内で生じる一般廃棄物のうち、缶・びん・ペットボトル等の資源ごみの再商品化を図ることを目的とした中間処理を行うために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	環境部
		1996	-1				
		経過年数	ハード				
		29					
		耐用年数	1				
		38					
47	勤労者総合福祉センター 指定管理（利用料金制） 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅱ	イ 平成15年度（2003年度）に国からの譲渡にあたり、令和9年（2027年）8月まで、勤労者および地域住民の利用に供する文化・スポーツ活動の拠点施設として、市が維持管理を行うこと等が条件とされている施設	本施設は、西部地区における文化・スポーツ活動の拠点として必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	経済部
		1997	-2				
		経過年数	ハード				
		28					
		耐用年数	2				
		50					
48	はこだてグリーンプラザ (物置、公衆便所) 指定管理 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅰ	－	本施設は、「グリーンプラザ整備基本計画」に基づき、効率的なグリーンプラザの維持管理および活気あるコミュニティ空間の創出を図るために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	経済部
		2002	1				
		経過年数	ハード				
		23					
		耐用年数	2				
		50					
49	産業支援センター 指定管理 地区区分：北部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅱ	イ 地域産業の発展や本市での創業等を支援するために設置した施設	本施設は、高度な技術を有する研究開発型企業や新規事業を展開する企業を育成し、特色ある企業の創出と地域産業の発展を図るために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	経済部
		1997	-2				
		経過年数	ハード				
		28					
		耐用年数	2				
		50					
50	はこだてみらい館 指定管理 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅱ	イ 函館市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地の賑わい創出のために設置した施設	本施設は、「函館市中心市街地活性化基本計画」に基づき、市民および観光客に対して先進的な技術を活用した体験と交流の場を提供することにより、中心市街地の賑わいを創出するために必要な施設です。 今後も区分所有しているキラリス函館ビル3階の専有部分について、施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	経済部
		2016	-1				
		経過年数	ハード				
		9					
		耐用年数	3				
		50					

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
51	はこだてキッズプラザ 指定管理 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	II	I 函館市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地の賑わい創出のために設置した施設	本施設は、「函館市中心市街地活性化基本計画」に基づき、子どもおよびその保護者に対して遊びを通じて、交流する場と子育てを支援する場を提供することにより、中心市街地の賑わいを創出するために必要な施設です。 今後も区分所有しているキラリス函館ビル4階の専有部分について、施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	経済部
		2016	-1				
		経過年数	ハード				
		9					
		耐用年数	3				
		50					
52	函館コミュニティプラザ 指定管理 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	II	I 函館市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地の賑わい創出のために設置した施設	本施設は、「函館市中心市街地活性化基本計画」に基づき、若者の自主性および社会性の向上に資する場ならびに市民の多様な活動を支援し、市民が相互に交流する場を提供することにより、中心市街地の賑わい創出するために必要な施設です。 今後も区分所有しているシエスタハコダテ4階の専有部分について、施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	経済部
		2016	-4				
		経過年数	ハード				
		9					
		耐用年数	4				
		50					
53	元町観光駐車場 指定管理 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	III	I 観光客の増加に伴う元町公園周辺地区の路上駐車や交通渋滞等を解消するために設置したため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、元町公園周辺地区において、市民や観光客が利用できる駐車場として必要な施設です。 近年は、観光客の増加に伴い、利用者数は増加傾向にあることから、今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	観光部
		1989	3				
		経過年数	ハード				
		36					
		耐用年数	-1				
		38					
54	漁村センター 指定管理 地区区分：東中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV	I 地域活動や住民同士の交流の場を維持していくため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、地域の漁民の生活および生産活動の向上を図るために必要な施設です。 今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	農林水産部
		1979	-5				
		経過年数	ハード				
		46					
		耐用年数	-2				
		50					
55	水産物地方卸売市場 指定管理 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV	I 既設の民営卸売市場からその業務の移譲を受けて開設したため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、生鮮水産物等の取引の適正化ならびに生産および流通の円滑化を図り、市民等への安定供給を担うために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	農林水産部
		1984	-1				
		経過年数	ハード				
		41					
		耐用年数	-3				
		50					

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
56	青果物地方卸売市場 指定管理 地区区分：北部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ	イ 市内青果物関係者による協議会および函館商工会議所から公設卸売市場の開設について市および市議会に対し陳情があり設置した施設のため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、青果物等の取引の適正化ならびに生産および流通の円滑化を図り、市民等への安定供給を担うために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいますが、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		1974	-2			
		経過年数	ハード			
		51				
		耐用年数	-6			
		50				
57	戸井ウニ種苗センター 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ	イ 種苗の生産・供給および管理にかかる業務を委託するため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、地元の親ウニから丈夫な種苗を生産し、資源の維持・増産を図り、地域の沿岸漁業の振興に必要な施設です。 類似施設である恵山ウニ種苗センターを廃止し、本施設への統合を検討していることから、今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。
		1991	-1			
		経過年数	ハード			
		34				
		耐用年数	-1			
		38				
58	戸井ウォーターパーク (キャンプ場、ふれあい湯遊館など) 指定管理 地区区分：東部 避難所：地震	建築年度	ソフト	Ⅱ	イ 市民の憩いの場を確保するため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、レクリエーションに親しむことができる憩いの場のほか、地域の公衆浴場として、必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。
		1994	-1			
		経過年数	ハード			
		31				
		耐用年数	1			
		38				
59	熱帯植物園 指定管理 地区区分：東中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅲ	イ 市民の憩いの場を確保するため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、市民が熱帯植物等に親しむことができる憩いの場として、必要な施設です。 近年は、観光客の増加に伴い、入園者数は増加傾向にあることから、施設の老朽化が進んでいますが、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		1970	3			
		経過年数	ハード			
		55				
		耐用年数	-5			
		38				
60	赤川倉庫 地区区分：北東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅲ	イ 道路および河川等の維持修繕業務を遂行するための、資機材の保管場所のため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、東部4支所管内を除く地域内の道路および河川等の維持・修繕に使用する資器材を保管するために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいますが、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。
		1993	1			
		経過年数	ハード			
		32				
		耐用年数	-1			
		24				

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
61	旧北海道庁函館支庁庁舎 地区区分：西部 避難所：－	建築年度 1910	ソフト 2	Ⅲ 都市公園内の施設であるため、市の管理運営が必要な施設	イ 本施設は、北海道指定有形文化財であるとともに、市民共有の財産として、西部地区の歴史的町並みの保全を目的とした景観条例制定の契機となった施設です。 都市再生特別措置法に基づき指定したまちづくり会社により、令和4年度(2022年度)から飲食店として活用されていることから、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	都市建設部
		経過年数 115	ハード -2			
		耐用年数 24				
62	港町ふ頭コンテナヤード管理棟 指定管理（利用料金制） 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度 2021	ソフト 1	Ⅰ －	－ 本施設は、コンテナヤードの管理・運営等業務を行うために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	港湾空港部
		経過年数 4	ハード 3			
		耐用年数 38				
63	函館クルーズターミナル 地区区分：西部 避難所：－	建築年度 2022	ソフト 1	Ⅰ －	－ 本施設は、函館港に寄港したクルーズ船の乗船客受入業務を行うために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		経過年数 3	ハード 3			
		耐用年数 38				
64	戸井支所 地区区分：東部 避難所：地震、津波	建築年度 1969	ソフト -1	Ⅳ 地方自治法第155条の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるために設置し、管理運営する施設	イ 本施設は、市の職員が事務を執り行うほか、市民にサービスを提供するために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいますが、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	戸井支所
		経過年数 56	ハード -8			
		耐用年数 50				
65	恵山支所 地区区分：東部 避難所：－	建築年度 1964	ソフト 2	Ⅲ 地方自治法第155条の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるために設置し、管理運営する施設	イ 本施設は、市の職員が事務を執り行うほか、市民にサービスを提供するために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいますが、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	恵山支所
		経過年数 61	ハード -6			
		耐用年数 38				

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
66	恵山コミュニティセンター 指定管理 地区区分：東部 避難所：地震、土砂、火山、指定	建築年度	ソフト	Ⅱ	Ⅰ 恵山地域のコミュニティ活動の拠点として位置付けているため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、市民に集会、交流、研修および文化活動等の場を提供するために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	恵山支所
		2009	-3				
		経過年数	ハード				
		16					
		耐用年数	3				
		38					
67	温泉源ポンプ室 地区区分：東部 避難所：一	建築年度	ソフト	Ⅲ	Ⅰ 恵山福祉センターに必要な機能であるため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、恵山福祉センターに温泉を供給するために必要な施設です。 今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	恵山支所
		1996	1				
		経過年数	ハード				
		29					
		耐用年数	-1				
		50					
68	恵山海浜公園 (なとわ・えさん交流センター) 指定管理 地区区分：東部 避難所：一	建築年度	ソフト	Ⅰ	—	本施設は、レクリエーションに親しむことができる憩いの場として、必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	恵山支所
		1999	3				
		経過年数	ハード				
		26					
		耐用年数	2				
		38					
69	榎法華支所 地区区分：東部 避難所：一	建築年度	ソフト	Ⅲ	地方自治法第155条の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるために設置し、管理運営する施設	本施設は、市の職員が事務を執り行うほか、市民にサービスを提供するために必要な施設です。 今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	榎法華支所
		1980	2				
		経過年数	ハード				
		45					
		耐用年数	-3				
		50					
70	水無海浜温泉 地区区分：東部 避難所：一	建築年度	ソフト	Ⅲ	Ⅰ 観光振興の観点から、市の管理運営が必要な施設	本施設は、全国的にも珍しい『海と一体化した温泉』に付帯したものであり、榎法華地域における観光振興のために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	榎法華支所
		1990	1				
		経過年数	ハード				
		35					
		耐用年数	-1				
		50					

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
71	南茅部支所 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV	I 地方自治法第155条の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるために設置し、管理運営する施設	本施設は、市の職員が事務を執り行うほか、市民にサービスを提供するために必要な施設です。施設の老朽化が進んでいますが、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	南茅部支所
		1974	-1				
		経過年数	ハード				
		51					
		耐用年数	-4				
		50					
72	こんぶ加工センター 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	III	I 地域の特産物であるこんぶを活用し、地域の活性化を図るため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、地域の特産物であるこんぶの付加価値向上と漁家経営の安定を図ることを目的とした必要な施設です。今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	南茅部支所
		1994	1				
		経過年数	ハード				
		31					
		耐用年数	-1				
		50					
73	南茅部河川公園 (南かやべ健康村(管理棟 他3施設)) 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV	I 道立恵山自然公園内に「川汲温泉集団施設園」の指定を受けて設置しているため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、市民等の保養と健康増進およびレクリエーション活動に必要な施設です。施設の老朽化が進んでいますが、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	南茅部支所
		1991	-1				
		経過年数	ハード				
		34					
		耐用年数	-1				
		24					
74	古部埋蔵文化財保管庫 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	III	I 遺跡の発掘調査出土品の保管庫として、市の管理運営が必要な施設	本施設は、市に保護義務がある遺跡の発掘調査出土品を保管するために必要な施設です。施設の老朽化は進んでいますが、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	教育委員会
		1966	1				
		経過年数	ハード				
		59					
		耐用年数	-6				
		50					
75	磯谷埋蔵文化財保管庫 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	III	I 遺跡の発掘調査出土品の保管庫として、市の管理運営が必要な施設	本施設は、市に保護義務がある遺跡の発掘調査出土品を保管するために必要な施設です。施設の老朽化は進んでいますが、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	教育委員会
		1969	1				
		経過年数	ハード				
		56					
		耐用年数	-6				
		50					

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
76	旧図書館 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅲ	Ⅰ 旧市立函館図書館の「保存活用に係る基本的考え方」により、書庫として活用することとした施設	本施設は、平成25年度(2013年度)に外観を改修しており、中央図書館が所有する図書資料の書庫として必要な施設です。 施設の老朽化は進んでいますが、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		1927	1				
		経過年数	ハード				
		98					
		耐用年数	－7				
		50					
77	千代台公園 (弓道場) 指定管理(利用料金制) 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ	Ⅰ 都市公園内の施設であるため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、各種大会が開催される市内で唯一の弓道場として、スポーツの振興を図るために必要な施設です。 施設の老朽化は進んでいますが、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		2000	－2				
		経過年数	ハード				
		25					
		耐用年数	－1				
		24					
78	千代台公園 (野球場) 指定管理(利用料金制) 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅱ	Ⅰ 都市公園内の施設であるため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、各種大会が開催され、プロ野球にも利用される野球場であり、スポーツの振興を図るために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	教育委員会
		1993	－3				
		経過年数	ハード				
		32					
		耐用年数	1				
		50					
79	千代台公園 (庭球場) 指定管理(利用料金制) 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ	Ⅰ 都市公園内の施設であるため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、夜間照明設備を備えた全天候型テニスコートとして各種大会が開催され、スポーツの振興を図るために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		1993	－1				
		経過年数	ハード				
		32					
		耐用年数	－2				
		38					
80	千代台公園 (陸上競技場) 指定管理(利用料金制) 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅰ	－	本施設は、全道大会が開催可能な第2種公認の陸上競技場であり、スポーツの振興を図るために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		1998	2				
		経過年数	ハード				
		27					
		耐用年数	1				
		50					

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
81	南茅部運動広場 指定管理 地区区分：東部 避難所：－	建築年度 1988	ソフト -2	Ⅱ スポーツによる地域交流の場を維持して行くため、市の管理運営が必要な施設	イ 本施設は、南茅部地域の住民のスポーツ振興と健康増進を図るために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		経過年数 37	ハード			
		耐用年数 50	3			
82	亀田交流プラザ 指定管理 地区区分：北東部 避難所：地震、指定	建築年度 2019	ソフト 5	Ⅰ －	－ 本施設は、幅広い世代の市民に、生涯にわたる学習活動の場および多様な交流の場を提供するために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		経過年数 6	ハード			
		耐用年数 50	4			
83	旧函館区公会堂 指定管理 地区区分：西部 避難所：－	建築年度 1910	ソフト 3	Ⅰ －	－ 本施設は、国指定の重要文化財であり、市を代表する歴史的建造物です。 平成30年(2018年)から令和3年(2021年)にかけて保存修理工事等を実施しており、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	教育委員会
		経過年数 115	ハード			
		耐用年数 24	2			
84	芸術ホール 指定管理(利用料金制) 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度 1997	ソフト -4	Ⅱ 目的に応じて音楽舞台と多目的舞台に転換させることが可能なホール舞台がある市内で唯一の施設であり、市の管理運営が必要な施設	イ 本施設は、市民に文化芸術に関する活動および鑑賞の場を提供するために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		経過年数 28	ハード			
		耐用年数 50	1			
85	市民会館 指定管理(利用料金制) 地区区分：中央部 避難所：地震、津波、洪水、土砂、ビル、指定	建築年度 1970	ソフト 3	Ⅲ 市民の建設運動や寄付・募金などにより設置したため、市の管理運営が必要な施設	イ 本施設は、市民の文化活動および集会等に必要な施設です。 平成29年(2017年)から令和元年(2019年)にかけて、改修工事等を実施しており、今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		経過年数 55	ハード			
		耐用年数 50	-1			

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
86	函館アリーナ 指定管理（利用料金制） 地区区分：東央部 避難所：地震，津波，洪水， 土砂，ビル，指定	建築年度 2015	ソフト	I	—	本施設は，市民のスポーツ振興，健康増進を図るほか，コンベンション施設としての機能も有し，様々なイベントの開催等に必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため，長寿命化を図り，効率的な管理運営に努めます。	教育委員会
		経過年数 10	ハード				
		耐用年数 50	3				
87	市民プール 指定管理（利用料金制） 地区区分：中央部 避難所：—	建築年度 1971	ソフト	IV	イ 日本水泳連盟公認であるほか，幅広い年齢層の市民が利用できる水泳活動の拠点として，市の管理運営が必要な施設	本施設は，日本水泳連盟公認の全国・全道大会が開催可能な50mプールを備えた道南で唯一の施設であり，スポーツの振興を図るために必要な施設です。 施設の老朽化は進んでいますが，今後も施設の適切な保全を図り，効率的な管理運営に努めます。	
		経過年数 54	ハード				
		耐用年数 50	—3				
88	西桔梗野球場 指定管理 地区区分：北部 避難所：—	建築年度 2006	ソフト	II	イ ナイター設備を有している市内で唯一の野球場として，市の管理運営が必要な施設	本施設は，各種大会が開催される市内で唯一のナイター設備を有し，硬式野球にも対応可能な野球場として，全道レベルの大会に幅広く利用され，スポーツの振興を図るために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため，長寿命化を図り，効率的な管理運営に努めます。	
		経過年数 19	ハード				
		耐用年数 38	3				
89	函館フットボールパーク 指定管理（利用料金制） 地区区分：東央部 避難所：—	建築年度 2015	ソフト	I	—	本施設は，各種大会が開催されるスポーツ多目的施設であり，スポーツの振興を図るために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため，長寿命化を図り，効率的な管理運営に努めます。	
		経過年数 10	ハード				
		耐用年数 38	4				
90	箱館奉行所 指定管理（利用料金制） 地区区分：中央部 避難所：—	建築年度 2010	ソフト	I	—	本施設は，特別史跡五稜郭跡の歴史的意義と価値を伝えるために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため，長寿命化を図り，効率的な管理運営に努めます。	
		経過年数 15	ハード				
		耐用年数 24	2				

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
91	大船遺跡管理棟 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅲ	イ 国指定史跡の 便益施設とし て、市の管理 運営が必要な 施設	本施設は、国指定史跡である大船遺跡の管理のために必要な施設です。 施設の老朽化は進んでいますが、今後も施設の適切な保全を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		1999	1				
		経過年数	ハード				
		26					
		耐用年数					
		24	-2				
92	縄文文化交流センター 指定管理 地区区分：北東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅰ	－	本施設は、国宝土偶をはじめとする多くの文化財を展示および収蔵しており、歴史的な価値を国内外に発信するために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		2010	5				
		経過年数	ハード				
		15					
		耐用年数					
		50	3				
93	史跡垣ノ島遺跡 (管理棟) 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅱ	イ 国指定史跡の 便益施設とし て、市の管理 運営が必要な 施設	本施設は、国指定史跡である垣ノ島遺跡の管理のために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	教育委員会
		2020	-1				
		経過年数	ハード				
		5					
		耐用年数					
		24	4				
94	中央図書館 指定管理 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅱ	イ 旧市立函館図書館から、貴重な北方資料を引き継ぎ、「まちづくり」の情報拠点として設置したため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、市民が自ら学ぶために必要な図書や資料等を提供するために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		2005	-3				
		経過年数	ハード				
		20					
		耐用年数					
		50	2				
95	戸井西部総合センター 地区区分：東部 避難所：地震、津波、土砂、指定	建築年度	ソフト	Ⅱ	イ 戸井公民館や戸井郷土館等の複合化により設置し、地域コミュニティの拠点として位置付けているため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、郷土に関する資料等を保存・展示し、戸井地域における生涯学習活動や各種集會等の場として必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めます。	
		2016	-4				
		経過年数	ハード				
		9					
		耐用年数					
		24	4				

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
96	恵山総合体育館 地区区分：東部 避難所：土砂，火山	建築年度	ソフト	IV	イ 恵山地域で唯一の屋内体育施設であり，スポーツによる地域交流の場を維持して行くため，市の管理運営が必要な施設	本施設は，恵山地域住民のスポーツ振興を図るために必要な施設です。 施設の老朽化は進んでいます，新たにスポーツクラブの設立や戸井地域の子供会が発足して，本施設を活動拠点としており，当施設の利用を求めていることから，当面は，施設の適切な保全を図り，効率的な管理運営に努めます。
		1973	-3			
		経過年数	ハード			
		52				
		耐用年数	-7			
		50				
97	楸法華総合センター 地区区分：東部 避難所：津波，土砂，火山	建築年度	ソフト	III	イ 楸法華地域で生涯学習活動に利用できる唯一の施設であり，地域コミュニティの拠点として位置付けているため，市の管理運営が必要な施設	本施設は，楸法華地域における生涯学習活動や各種集会等に利用可能な大ホールを備えている必要な施設です。 今後も施設の適切な保全を図り，効率的な管理運営に努めます。
		1980	3			
		経過年数	ハード			
		45				
		耐用年数	-2			
		50				
98	南茅部プール 指定管理 地区区分：東部 避難所：地震，津波，土砂，指定	建築年度	ソフト	II	イ 南茅部地域で唯一のプール施設であり，スポーツによる地域交流の場を維持して行くため，市の管理運営が必要な施設	本施設は，南茅部地域の住民や学校だけではなく，恵山地域および楸法華地域の学校のプール学習等にも利用されており，スポーツの振興を図るために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため，長寿命化を図り，効率的な管理運営に努めます。
		1997	-1			
		経過年数	ハード			
		28				
		耐用年数	1			
		50				
99	臼尻スキー場 指定管理 地区区分：東部 避難所：-	建築年度	ソフト	IV	イ 市内で唯一のスキー場であり，市の管理運営が必要な施設	本施設は，他の地域からの利用者も多く，ナイター設備を有していることから，夜間も利用でき，スポーツの振興を図るために必要な施設です。 施設の老朽化は進んでいます，今後も施設の適切な保全を図り，効率的な管理運営に努めます。
		1995	-1			
		経過年数	ハード			
		30				
		耐用年数	-3			
		24				
100	南茅部総合センター 地区区分：東部 避難所：地震，津波，土砂，火山，指定	建築年度	ソフト	II	イ 南茅部地域で生涯学習活動に利用できる唯一の施設であり，地域コミュニティの拠点として位置付けているため，市の管理運営が必要な施設	本施設は，南茅部地域における生涯学習活動や各種集会等の場として必要な施設です。 施設の老朽化は進んでいます，今後も施設の適切な保全を図り，効率的な管理運営に努めます。
		1972	-1			
		経過年数	ハード			
		53				
		耐用年数	2			
		50				

教育委員会

A 管理運営の効率化

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
101	南茅部スポーツセンター 指定管理 地区区分：東部 避難所：地震，津波，土砂，指定	建築年度	ソフト	IV	イ 南茅部地域で唯一の屋内体育施設であり，スポーツによる地域交流の場を維持して行くため，市の管理運営が必要な施設	本施設は，南茅部地域におけるスポーツの振興を図るために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため，長寿命化を図り，効率的な管理運営に努めます。	教育委員会
		1984	-2				
		経過年数	ハード				
		41	-1				
		耐用年数					
		50					

B 売却（または解体）

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
1	港湾部管理事務所 (大町派出所) 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅲ	－	本施設は、ふ頭内警備の詰所や警備用品の保管など港湾施設等を管理するための施設です。 施設の老朽化が進んでいるため、廃止し、原則、施設を解体します。	港湾 空港部
		1971	1				
		経過年数	ハード				
		54					
		耐用年数	－6				
		24					
2	汐首東会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ	－	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在は、設置基準を満たしていますが、令和12年度(2030年度)に予定している指定管理者の更新時において基準を満たさない場合は、原則、施設を廃止し、解体します。	戸井 支所
		1987	－4				
		経過年数	ハード				
		38					
		耐用年数	－1				
		24					
3	瀬田来会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：津波	建築年度	ソフト	Ⅳ	－	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在は、設置基準を満たしていますが、令和12年度(2030年度)に予定している指定管理者の更新時において基準を満たさない場合は、原則、施設を廃止し、解体します。	戸井 支所
		1973	－4				
		経過年数	ハード				
		52					
		耐用年数	－5				
		24					
4	弁才町会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ	－	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在は、設置基準を満たしていますが、令和12年度(2030年度)に予定している指定管理者の更新時において基準を満たさない場合は、原則、施設を廃止し、解体します。	戸井 支所
		1994	－3				
		経過年数	ハード				
		31					
		耐用年数	－3				
		24					
5	原木会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ	－	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在、準拠点施設の基準を満たさないため、令和8年度(2026年度)末に廃止し、原則、施設を解体します。	戸井 支所
		1991	－4				
		経過年数	ハード				
		34					
		耐用年数	－2				
		24					

B 売却（または解体）

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
6	日浦会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：地震	建築年度	ソフト	IV	-	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在、設置基準を満たしていませんが、他会館と比べて拠点施設や代替となる近隣施設から遠距離にあるなどの特別な事情を勘案して存続することとし、令和12年度(2030年度)に予定している指定管理者の更新時において基準を満たさない場合は、原則、施設を廃止し、解体します。
		1987	-3			
		経過年数	ハード			
		38				
		耐用年数	-1			
		38				
7	尻岸内会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：地震、津波、土砂	建築年度	ソフト	IV	-	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在は、設置基準を満たしていますが、令和12年度(2030年度)に予定している指定管理者の更新時において基準を満たさない場合は、原則、施設を廃止し、解体します。
		1996	-4			
		経過年数	ハード			
		29				
		耐用年数	-1			
		24				
8	中浜会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：地震、土砂	建築年度	ソフト	IV	-	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在は、設置基準を満たしていますが、令和12年度(2030年度)に予定している指定管理者の更新時において基準を満たさない場合は、原則、施設を廃止し、解体します。
		1993	-1			
		経過年数	ハード			
		32				
		耐用年数	-1			
		24				
9	女那川会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：-	建築年度	ソフト	IV	-	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在、準拠点施設の基準を満たさないため、令和8年度(2026年度)末に廃止し、原則、施設を解体します。
		1970	-5			
		経過年数	ハード			
		55				
		耐用年数	-6			
		38				
10	柏野会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：指定	建築年度	ソフト	IV	-	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在は、設置基準を満たしていますが、令和12年度(2030年度)に予定している指定管理者の更新時において基準を満たさない場合は、原則、施設を廃止し、解体します。
		1972	-3			
		経過年数	ハード			
		53				
		耐用年数	-5			
		24				

恵山支所

B 売却（または解体）

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
11	御崎会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：地震	建築年度 1995	ソフト	IV	-	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在、準拠点施設の基準を満たさないため、令和8年度(2026年度)末に廃止し、原則、施設を解体します。	
		経過年数 30	ハード				
		耐用年数 38	-1				
12	山背泊水産倉庫 地区区分：東部 避難所：-	建築年度 1974	ソフト	III	-	本施設は、恵山ウニ種苗センターの機能を補完するために設置した施設です。 施設の老朽化が著しいほか、当該センターが、戸井ウニ種苗センターへの統合を検討する予定となっていることから、当該センターの廃止に併せ、廃止し、原則、施設を解体します。	恵山支所
		経過年数 51	ハード				
		耐用年数 24	-6				
13	森林空間林内作業所 地区区分：東部 避難所：-	建築年度 1998	ソフト	III	-	本施設は、市有林の維持管理作業で使用する施設です。 現在は、老朽化が著しく、破損している箇所があり、令和6年度(2024年度)から使用していないことから、廃止し、原則、施設を解体します。	
		経過年数 27	ハード				
		耐用年数 24	-1				
14	灯台資料館 地区区分：東部 避難所：-	建築年度 1995	ソフト	II	-	本施設は、文化の向上と観光振興のための施設です。 休館後8年が経過し、展示設備の老朽化対策が難しいほか、ホテル恵風と一体とした活用について、サウンディング調査を実施しましたが、提案がないことから、廃止し、原則、施設を解体します。	榎法華支所
		経過年数 30	ハード				
		耐用年数 50	1				
15	古部会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：地震、火山	建築年度 1996	ソフト	II	-	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在、設置基準を満たしていませんが、他会館と比べて拠点施設や代替となる近隣施設から遠距離にあるなどの特別な事情を勘案して存続することとし、令和12年度(2030年度)に予定している指定管理者の更新時において基準を満たさない場合は、原則、施設を廃止し、解体します。	南茅部支所
		経過年数 29	ハード				
		耐用年数 24	1				

B 売却（または解体）

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
16	木直会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：指定	建築年度	ソフト	IV	-	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在は、設置基準を満たしていますが、令和12年度(2030年度)に予定している指定管理者の更新時において基準を満たさない場合は、原則、施設を廃止し、解体します。	南茅部支所
		1979	-4				
		経過年数	ハード				
46							
耐用年数	-4						
50							
17	尾札部会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：指定	建築年度	ソフト	IV	-	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在は、設置基準を満たしていますが、令和12年度(2030年度)に予定している指定管理者の更新時において基準を満たさない場合は、原則、施設を廃止し、解体します。	
		1977	-1				
		経過年数	ハード				
48							
耐用年数	-6						
24							
18	川汲会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：土砂	建築年度	ソフト	IV	-	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在、準拠点施設の基準を満たさないため、令和8年度(2026年度)末に廃止し、原則、施設を解体します。	
		1978	-4				
		経過年数	ハード				
47							
耐用年数	-5						
24							
19	安浦会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：指定	建築年度	ソフト	IV	-	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在、準拠点施設の基準を満たさないため、令和8年度(2026年度)末に廃止し、原則、施設を解体します。	
		1976	-4				
		経過年数	ハード				
49							
耐用年数	-8						
24							
20	臼尻会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：指定	建築年度	ソフト	IV	-	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在は、設置基準を満たしていますが、令和12年度(2030年度)に予定している指定管理者の更新時において基準を満たさない場合は、原則、施設を廃止し、解体します。	
		1971	-4				
		経過年数	ハード				
54							
耐用年数	-5						
38							

B 売却（または解体）

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
21	大船会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：指定	建築年度 1972	ソフト -4	IV —	—	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在、準拠点施設の基準を満たさないため、令和8年度(2026年度)末に廃止し、原則、施設を解体します。
		経過年数 53	ハード			
		耐用年数 24	-5			
22	磯谷会館 指定管理 地区区分：東部 避難所：指定	建築年度 1973	ソフト -4	IV —	—	本施設は、地域活動の促進を図るための施設です。 地域の特性等を考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うため、令和4年度(2022年度)に本施設を準拠点施設として位置付ける「設置基準」を定めています。 現在、設置基準を満たしていませんが、他会館と比べて拠点施設や代替となる近隣施設から遠距離にあるなどの特別な事情を勘案して存続することとし、令和12年度(2030年度)に予定している指定管理者の更新時において基準を満たさない場合は、原則、施設を廃止し、解体します。
		経過年数 52	ハード			
		耐用年数 24	-8			
23	博物館恵山収蔵庫 地区区分：東部 避難所：—	建築年度 1976	ソフト 1	III —	—	本施設は、博物館の資料等を保管していた施設ですが、現在は利用していません。 施設の老朽化が進んでいることから、廃止し、原則、施設を解体します。
		経過年数 49	ハード			
		耐用年数 50	-6			
24	泊町文化財収蔵庫 地区区分：東部 避難所：—	建築年度 1973	ソフト 1	III —	—	本施設は、博物館の資料等を保管していた施設ですが、現在は利用していません。 施設の老朽化が進んでいることから、廃止し、原則、施設を解体します。
		経過年数 52	ハード			
		耐用年数 38	-8			
25	浜町文化財収蔵庫 地区区分：東部 避難所：—	建築年度 1966	ソフト 1	III —	—	本施設は、博物館の資料等を保管している施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、廃止し、原則、施設を解体します。
		経過年数 59	ハード			
		耐用年数 38	-8			

南茅部支所

教育委員会

B 売却（または解体）

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
26	浜町郷土資料収蔵庫 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅲ	－	本施設は、博物館の資料等を保管している施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、廃止し、原則、施設を解体します。	教育委員会
		1972	1				
		経過年数	ハード				
		53					
		耐用年数					
		50	-8				
27	戸井幼稚園 地区区分：東部 避難所：地震，津波，土砂	建築年度	ソフト	Ⅳ	－	本施設は、函館市東部地域に在住する幼児が利用している学校教育施設です。 園児数の減少が著しいほか、施設の老朽化が進んでいることから、入園者の動向を見極めながら、廃止し、原則、施設を解体します。	教育委員会
		1980	-2				
		経過年数	ハード				
		45					
		耐用年数					
		38	-3				
28	青柳市民庭球場 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ	－	本施設は、地域の住民に利用されている施設です。 利用者数の減少や、施設の老朽化が進んでいるほか、市内には多くの市営庭球場を設置していることから、利用者の動向を見極めながら、原則、施設を解体し、売却します。	教育委員会
		1993	-3				
		経過年数	ハード				
		32					
		耐用年数					
		24	-1				

C 転用

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
1	通所介護施設 (もとデイサービスセンター花園) 地区区分：東央部 避難所：—	建築年度 1996	ソフト	I	—	本施設は、デイサービスを行う事業者に貸付けるための施設ですが、現在は使用していません。 併設する市営花園団地は、長寿命化を図る改修を令和15年度(2033年度)以降に予定しており、継続利用する方針であることから、施設の有効活用を図るため、転用を検討します。	保健福祉部
		経過年数 29	ハード				
		耐用年数 50	2				
2	通所介護施設 (もとデイサービスセンター戸井) 地区区分：東部 避難所：—	建築年度 1994	ソフト	I	—	本施設は、デイサービスを行う事業者に貸付けるための施設ですが、現在は使用していません。 併設する温泉保養センターは、継続利用する方針であることから、施設の有効活用を図るため、転用を検討します。	保健福祉部
		経過年数 31	ハード				
		耐用年数 38	2				

D 民営化

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
1	旧イギリス領事館 (開港記念館) 指定管理 地区区分：西部 避難所：一	建築年度	ソフト	Ⅲ	エ 民営化が可能な施設	本施設は、開港期の歴史を今に伝える有形文化財の施設です。 近年は、観光客の増加に伴い、利用者数は増加傾向にありますが、一方で、その文化的・歴史的価値を今後も保存・活用していくために、大規模改修や設備更新が見込まれることから、持続的な施設運営を確保する観点で、利用料金の見直しも含めた収支改善策や、将来的な民営化について検討を進めます。	観光部
		1913	1				
		経過年数	ハード				
		112					
		耐用年数	-4				
		38					
2	ホテル恵風 指定管理（利用料金制） 地区区分：東部 避難所：地震、津波、土砂	建築年度	ソフト	Ⅱ	エ 民営化が可能な施設	本施設は、民間事業者への売却方針を決定し、令和3年(2021年)および令和6年(2024年)にそれぞれ購入希望者の募集を行いました。売却が不調となったことから、今後も引き続き、民営化に向け取組を進めます。	榎法華支所
		1997	-1				
		経過年数	ハード				
		28					
		耐用年数	3				
		50					

E 統廃合・複合化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
1	女性センター 指定管理 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV イ 男女共同参画社会基本法により策定した「函館市男女共同参画基本計画」に基づき、市が設置し、管理運営する施設	本施設は、女性の福祉の増進と教養の向上と男女共同参画社会の形成の促進に寄与するために必要な施設です。 施設は老朽化が進み、安全性や快適性、利便性などの面において、今後、長年にわたって施設を維持することが困難であることから、必要な機能を維持していくため、「函館駅前東地区市街地再開発事業における公共施設整備の基本的な考え方」において、男女共同参画の視点施設としての機能を移転することについて方向性を示しています。	市民部
		1971	-4			
		経過年数	ハード			
		54				
		耐用年数	-6			
		50				
2	谷地頭児童館 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、学校の余裕教室などを活用した機能移転について検討します。	子ども未来部
		1970	-2			
		経過年数	ハード			
		55				
		耐用年数	-8			
		24				
3	東川児童館 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、学校の余裕教室などを活用した機能移転について検討します。	子ども未来部
		1971	-3			
		経過年数	ハード			
		54				
		耐用年数	-8			
		50				
4	中島児童館 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	III イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、学校の余裕教室などを活用した機能移転について検討します。	子ども未来部
		1936	2			
		経過年数	ハード			
		89				
		耐用年数	-6			
		24				
5	日吉が丘児童館 地区区分：東中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、学校の余裕教室などを活用した機能移転について検討します。	子ども未来部
		1968	-3			
		経過年数	ハード			
		57				
		耐用年数	-6			
		24				

E 統廃合・複合化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
6	湯浜児童館 地区区分：東中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅲ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、学校の余裕教室などを活用した機能移転について検討します。
		1975	2			
		経過年数	ハード			
		50				
		耐用年数	-7			
		50				
7	湯川児童館 地区区分：東中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、学校の余裕教室などを活用した機能移転について検討します。
		1950	-3			
		経過年数	ハード			
		75				
		耐用年数	-7			
		24				
8	宮前児童館 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅲ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、学校の余裕教室などを活用した機能移転について検討します。
		1965	3			
		経過年数	ハード			
		60				
		耐用年数	-8			
		24				
9	大川児童館 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、学校の余裕教室などを活用した機能移転について検討します。
		1958	-3			
		経過年数	ハード			
		67				
		耐用年数	-7			
		24				
10	五稜児童館 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、令和6年(2024年)8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、学校の余裕教室などを活用した機能移転について検討します。
		1964	-3			
		経過年数	ハード			
		61				
		耐用年数	-7			
		24				

子ども未来部

E 統廃合・複合化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
11	富岡児童館 指定管理（利用料金制） 地区区分：北東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅲ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	本施設は、地域の18歳未満の子どもを対象に、児童の健全な遊び場の確保、健康増進および情操を高めるために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、令和6年（2024年）8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、学校の余裕教室などを活用した機能移転について検討します。
		1967	3			
		経過年数	ハード			
		58				
		耐用年数	－6			
		24				
12	古川母と子の家 地区区分：東中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ	イ 市が定めた「児童館のあり方」に基づき、管理運営することとした施設	児童の健康を増進し情操を豊かにして明朗な児童の育成を図るとともに、母親の教養を高め地域社会の福祉の増進に寄与するために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、令和6年（2024年）8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、学校の余裕教室などを活用した機能移転について検討します。
		1965	－3			
		経過年数	ハード			
		60				
		耐用年数	－8			
		24				
13	恵山クリーンセンター 地区区分：東部 避難所：地震、津波、土砂、指定	建築年度	ソフト	Ⅱ	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2の規定により、一般廃棄物の処理等のため、市が設置し、管理運営する施設	本施設は、市内で生じる一般廃棄物のうち、不燃ごみを処理するために必要な施設です。 現在、利用件数が減少していることから、施設の統廃合について検討します。
		1996	－3			
		経過年数	ハード			
		29				
		耐用年数	1			
		50				
14	南茅部クリーンセンター 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅱ	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2の規定により、一般廃棄物の処理等のため、市が設置し、管理運営する施設	本施設は、市内で生じる一般廃棄物のうち、不燃ごみを処理するために必要な施設です。 現在、利用件数が減少していることから、施設の統廃合について検討します。
		1994	－2			
		経過年数	ハード			
		31				
		耐用年数	1			
		50				
15	計量検査所 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅲ	ア 計量法第19条の規定により、市が設置し、管理運営する施設	本施設は、計量法の規定に基づく適正な計量の実施の確保を図るために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、他の施設への機能移転等について検討します。
		1972	1			
		経過年数	ハード			
		53				
		耐用年数	－2			
		38				

E 統廃合・複合化

施設名		建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
16	職業訓練センター 指定管理 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV	イ 地域産業の発展に必要な人材育成の拠点として、市の管理運営が必要な施設	本施設は、職種別講習会や技能検定の実施等、技能労働者の技能の習得および向上を図るために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、他の施設への機能移転等について検討します。	経済部
		1970	-4				
		経過年数	ハード				
		55					
		耐用年数	-5				
		50					
17	恵山ウニ種苗センター 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV	イ 地元の漁業関係者と連携し、重要な資源を維持していくため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、地元の親ウニから丈夫な種苗を生産し、資源の維持・増産を図り、地域の沿岸漁業の振興に必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、類似施設である戸井ウニ種苗センターと統合し、廃止することについて検討します。	農林水産部
		1989	-1				
		経過年数	ハード				
		36					
		耐用年数	-2				
		24					
18	港湾部管理事務所 (海岸町) 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV	ア 港湾法第12条第1項第3号の規定により、設置する施設	本施設は、港湾施設の管理業務を行うために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、他の施設への機能移転等について検討します。	港湾空港部
		1984	-1				
		経過年数	ハード				
		41					
		耐用年数	-3				
		24					
19	恵山福祉センター 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV	イ 恵山地区で唯一の公衆浴場の役割を担っているため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、市民の健康の増進、交流等の場を提供するために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、効率的な管理運営に努めるとともに、本施設の必要な機能を維持していくために、併設している恵山市民センターとの統廃合について検討します。	恵山支所
		1979	-3				
		経過年数	ハード				
		46					
		耐用年数	-4				
		50					
20	恵山市民センター 地区区分：東部 避難所：津波	建築年度	ソフト	IV	イ 併設している恵山福祉センターと相互利用しているため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、市民に研修、余暇活動等の場を提供するために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、効率的な管理運営に努めるとともに、本施設の必要な機能を維持していくために、併設している恵山福祉センターとの統廃合について検討します。	恵山支所
		1980	-2				
		経過年数	ハード				
		45					
		耐用年数	-4				
		50					

E 統廃合・複合化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
21	公民館 指定管理（利用料金制） 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV	イ 市民の生涯学習の場として存続させ、保存・活用していくこととしているため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、市民の社会教育活動の場として必要な施設です。 平成26年(2014年)に、改修工事を実施しており、今後も施設を適切に保全するため、効率的な管理運営に努めるとともに、本施設の必要な機能を維持していくために、他の施設との統廃合・複合化について検討します。
		1933	-4			
		経過年数	ハード			
		92				
		耐用年数	-1			
		50				
22	青少年研修センター 指定管理（利用料金制） 地区区分：西部 避難所：地震、津波、指定	建築年度	ソフト	IV	イ 地域や関係団体からの要望に基づき設置したため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、団体活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民の生涯学習活動の推進のために必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、効率的な管理運営に努めるとともに、本施設の必要な機能を維持していくために、他の施設との統廃合・複合化について検討します。
		1996	-2			
		経過年数	ハード			
		29				
		耐用年数	-1			
		50				
23	青年センター 指定管理 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV	イ 青年からの要望に基づき寄附等を受けて、建設したため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、青少年の教養の向上やサークル活動の充実等を図るために必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、本施設の必要な機能を維持していくために、他の施設との統廃合・複合化について検討します。
		1968	-1			
		経過年数	ハード			
		57				
		耐用年数	-4			
		50				
24	北洋資料館 指定管理（利用料金制） 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	III	イ 市の基幹産業であった北洋漁業を、次世代へ引き継ぐために、市の管理運営が必要な施設	本施設は、北洋漁業に関する資料等を保管、展示するために必要な施設です。 (仮称)総合ミュージアムの将来的な整備を検討する中で、施設の統廃合についても併せて検討します。
		1981	3			
		経過年数	ハード			
		44				
		耐用年数	-4			
		50				
25	千歳図書室 指定管理 地区区分：中央部 避難所：－	建築年度	ソフト	II	イ 中央図書館の分室として、市の管理運営が必要な施設	本施設は、地域住民が自ら学ぶために必要とする各分野の資料や情報を提供する場として必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、効率的な管理運営に努めるとともに、本施設の必要な機能を維持していくために、他の施設との複合化について検討します。
		2002	-1			
		経過年数	ハード			
		23				
		耐用年数	1			
		50				

教育委員会

E 統廃合・複合化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
26	港図書館 指定管理 地区区分：北部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅱ 中央図書館の 分室として、 市の管理運営 が必要な施設	イ 本施設は、地域住民が自ら学ぶために必要とする各分野の資料や情報を提供する場として必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、効率的な管理運営に努めるとともに、本施設の必要な機能を維持していくために、他の施設との複合化について検討します。	
		1995	-1			
		経過年数	ハード			
		30				
		耐用年数	1			
		50				
27	湯川図書館 指定管理 地区区分：東中部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅳ 中央図書館の 分室として、 市の管理運営 が必要な施設	イ 本施設は、地域住民が自ら学ぶために必要とする各分野の資料や情報を提供する場として必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、効率的な管理運営に努めるとともに、本施設の必要な機能を維持していくために、他の施設との複合化について検討します。	
		1982	-1			
		経過年数	ハード			
		43				
		耐用年数	-2			
		50				
28	旭岡図書館 指定管理 地区区分：東中部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅱ 中央図書館の 分室として、 市の管理運営 が必要な施設	イ 本施設は、地域住民が自ら学ぶために必要とする各分野の資料や情報を提供する場として必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、効率的な管理運営に努めるとともに、本施設の必要な機能を維持していくために、他の施設との複合化について検討します。	
		1989	-1			
		経過年数	ハード			
		36				
		耐用年数	1			
		50				
29	桔梗配本所 指定管理 地区区分：北部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅱ 中央図書館の 分室として、 市の管理運営 が必要な施設	イ 本施設は、地域住民が自ら学ぶために必要とする各分野の資料や情報を提供する場として必要な施設です。 今後も施設を適切に保全するため、効率的な管理運営に努めるとともに、本施設の必要な機能を維持していくために、他の施設との複合化について検討します。	
		2004	-1			
		経過年数	ハード			
		21				
		耐用年数	1			
		38				
30	文学館 指定管理 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	Ⅲ 西部地区歴史的 景観審議会が、 保存活用の方針 を示した施設で あり、譲渡また は貸出を受け た、郷土ゆかり の文学者の資料 を適切に管理す るため、市の管 理運営が必要な 施設	イ 本施設は、函館市景観形成指定建築物を平成2年(1990年)から平成4年(1992年)にかけて改修したものであり、郷土ゆかりの文学者の資料を保管・展示するために必要な施設です。 (仮称)総合ミュージアムの将来的な整備を検討する中で、施設の統廃合についても併せて検討します。	
		1921	3			
		経過年数	ハード			
		104				
		耐用年数	-6			
		50				

教育委員会

E 統廃合・複合化

施設名		建物	1次評価	2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
31	博物館本館 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV	I 国指定重要文化財や地域の歴史資料等を展示および保管するため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、郷土に関する資料等を保管・展示するために必要な施設です。 (仮称)総合ミュージアムの将来的な整備を検討する中で、施設の統廃合についても併せて検討します。
		1964	-1			
		経過年数	ハード			
		61				
		耐用年数	-7			
		50				
32	博物館郷土資料館 指定管理 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	II	I 明治40年(1907年)の大火において、唯一難を逃れた店舗を保存・活用しているため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、郷土に関する資料等を保管・展示するために必要な施設です。 (仮称)総合ミュージアムの将来的な整備を検討する中で、施設の統廃合についても併せて検討します。
		1880	-3			
		経過年数	ハード			
		145				
		耐用年数	1			
		38				
33	北方民族資料館 指定管理 地区区分：西部 避難所：－	建築年度	ソフト	III	I 北方民族に関する資料を展示および保管するため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、郷土に関する資料等を保管・展示するために必要な施設です。 (仮称)総合ミュージアムの将来的な整備を検討する中で、施設の統廃合についても併せて検討します。
		1926	5			
		経過年数	ハード			
		99				
		耐用年数	-4			
		50				
34	戸井総合学習センター 地区区分：東部 避難所：－	建築年度	ソフト	IV	I 戸井公民館や戸井郷土館などとの複合化にあたり、生涯学習活動や地域コミュニティの場として位置付けているため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、戸井地域における文化祭や各種集会など社会教育事業の拠点として必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、本施設の必要な機能を維持していくため、戸井生涯学習センターとの統廃合について検討します。
		1978	-5			
		経過年数	ハード			
		47				
		耐用年数	-7			
		50				
35	戸井生涯学習センター 地区区分：東部 避難所：地震、土砂	建築年度	ソフト	IV	I 戸井公民館や戸井郷土館などとの複合化にあたり、生涯学習活動や地域コミュニティの場として位置付けているため、市の管理運営が必要な施設	戸井地域における各種教室の開催など社会教育事業の拠点として必要な施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、本施設の必要な機能を維持していくため、戸井総合学習センターとの統廃合について検討します。
		1997	-1			
		経過年数	ハード			
		28				
		耐用年数	-3			
		24				

教育委員会

E 統廃合・複合化

36

施設名	建物	1次評価		2次評価	総合評価 (今後の方向性)	所管 部局
南北海道教育センター 地区区分：東央部 避難所：－	建築年度 1974	ソフト -3	IV	イ 本市および渡島管内各市町における教育課題を解明するための事業を実施し、渡島管内の教育の振興を図るため、市の管理運営が必要な施設	本施設は、渡島管内における教員研修の拠点として必要な施設です。 施設の老朽化・狭隘化が進んでいることから、本施設の機能を維持していくため、他の施設との統廃合・複合化について検討します。	教育委員会
	経過年数 51	ハード				
	耐用年数 50	-5				

**第2期函館市公共施設等総合管理計画に基づく
「各施設の今後の方向性」**

令和8年（2026年） 月
函館市財務部公共施設マネジメント室
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
TEL：0138-21-3955
FAX：0138-21-3510
e-mail：management@city.hakodate.hokkaido.jp
